

# 西川町高齢者福祉計画

## 第9期介護保険事業計画

令和6年3月  
山形県西川町



# 目次

---

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって             | 1  |
| 第1節 計画策定の背景               | 1  |
| 第2節 計画の位置付け               | 1  |
| 第3節 計画策定に向けた取組及び体制        | 2  |
| 第4節 計画の期間                 | 2  |
| 第5節 日常生活圏域の設定             | 2  |
| 第2章 高齢者の現状と課題             | 3  |
| 第1節 人口構造                  | 3  |
| 第2節 高齢者世帯等の状況             | 4  |
| 第3節 介護保険事業の状況             | 6  |
| 第4節 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果の概要 | 11 |
| 第5節 高齢者等の現状と課題            | 39 |
| 第6節 第8期計画の取組状況と課題         | 40 |
| 第3章 計画の基本的な考え方            | 41 |
| 第1節 計画の基本理念と基本目標          | 41 |
| 第4章 施策の展開                 | 45 |
| 基本目標1 介護サービス及び提供体制の充実     | 45 |
| 基本目標2 生涯にわたる健康づくりの推進      | 50 |
| 基本目標3 地域包括ケアシステムの推進       | 54 |
| 基本目標4 高齢者の生きがいづくり、社会参加の推進 | 57 |
| 基本目標5 安心して暮らせるまちづくり       | 59 |
| 第5章 介護保険対象サービスの量の見込み      | 64 |
| 1. 人口及び被保険者数の推移           | 64 |
| 2. サービス利用者数・給付費見込みの推計     | 66 |
| 第6章 介護事業費及び介護保険料          | 69 |
| 1. 介護保険サービス給付費            | 69 |
| 2. 保険給付費の財源について           | 72 |
| 3. 第1号被保険者の保険料推計について      | 73 |



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

わが国の総人口は減少に転じる中、高齢者人口は増加しています。令和5年（2023年）10月1日現在の日本の総人口は1億2,434万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,621万人となり、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は29.1%であるとされています。

介護保険制度は、社会全体で高齢者の暮らしや健康、安全を保障するという理念の下、平成12年（2000年）に創設され、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

また、介護保険サービスは、時代の変化に合わせた制度改正が行われており、平成23年（2011年）の制度改正で「地域包括ケアシステムの推進」が掲げられ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。

今後、令和7年（2025年）には団塊の世代が全員75歳以上になり、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となることで、高齢者人口はピークを迎えます。85歳以上人口が急増することで、医療・介護のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口は急激に減少することが見込まれており、要介護認定率の増加、介護給付費の急増、認知症高齢者の増加、介護人材の不足等が考えられます。地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備を行い、持続可能な保険制度の確保に向けた早急な対応が必要となっています。

これらの状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間における高齢者福祉施策に関する基本方針及び事業展開、介護保険制度の基本となる各種サービス見込量等を定めるものとして、「西川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、両者を一体として策定したものであり、上位計画の「第7次西川町総合計画」や町の関連計画、国・県と連携し整合性を図るとともに、第8期介護保険事業計画の成果などを十分検討した上で策定しました。

なお、保健・医療に関する分野については健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定し、健康増進計画との整合性を重視するとともに、上位計画である「やまがた長寿安心プラン」、「山形県保健医療計画」で定められている村山二次保健医療圏における市町村相互間の調整のとれた計画としております。

### 第3節 計画策定に向けた取組及び体制

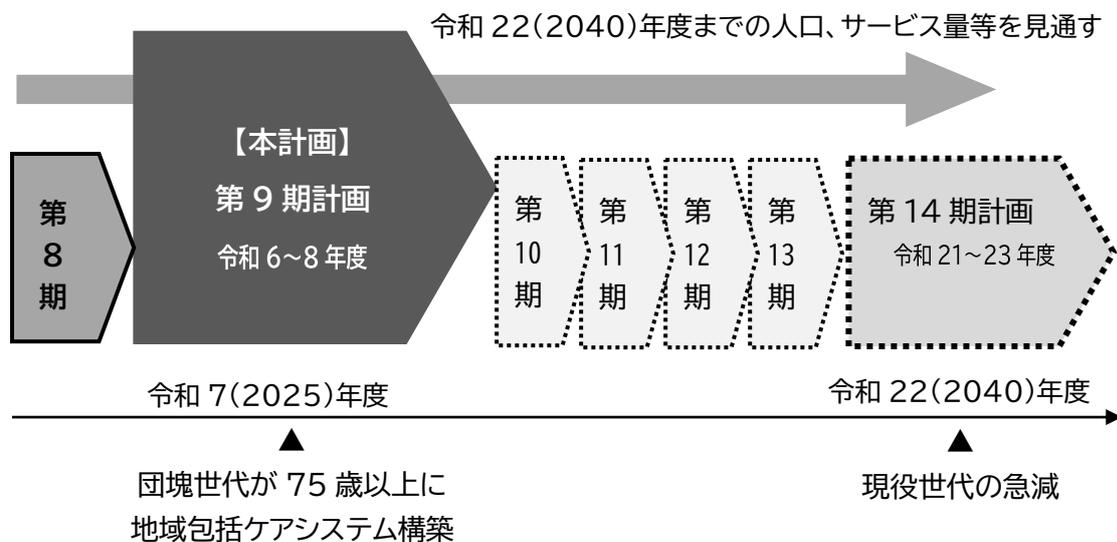
保健・医療・福祉関係団体の代表者などによる保健医療福祉計画策定委員会を設置し、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に関する進行管理やサービスの質の向上等について審議を行います。

### 第4節 計画の期間

介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項により3年を1期として定められています。したがって、この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

国の基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

第9期（令和6年度～8年度）においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第9期計画に位置付けることとなります。



### 第5節 日常生活圏域の設定

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるよう、町内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

西川町では、これまで行ってきた取組をより一層推進していくため、第9期計画においても町全体を1つの日常生活圏域として設定します。

## 第2章 高齢者の現状と課題

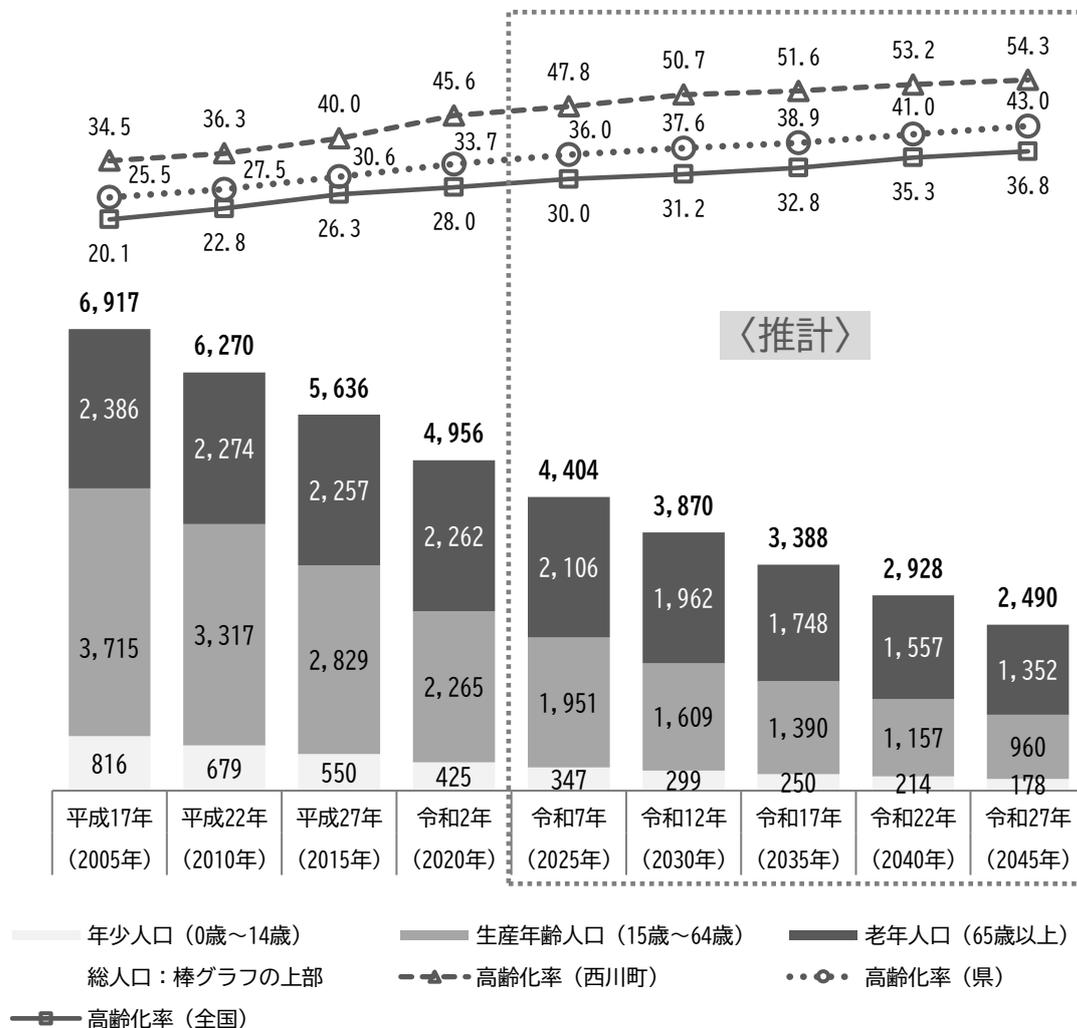
### 第1節 人口構造

本町の令和2年の総人口は4,956人となり、平成27年と比較して大幅な減少となっています。高齢化率は45.6%となっており、山形県平均よりも11.9ポイント高く、全国平均と比較しても17.6ポイント高くなっています。

年齢区分別で見ると、老年人口、生産年齢人口、年少人口いずれも減少傾向にあります。

推計では、総人口、老年人口、生産年齢人口、年少人口のいずれも減少傾向と見込まれ、高齢化率は令和12年には50.0%を超え、令和27年には54.3%になると予測されています。

#### ■総人口及び高齢化率の推移



資料：平成17年～令和2年10月1日現在「国勢調査」総務省  
令和7年～令和27年「地域別将来推計国立社会保障・人口問題研究所」

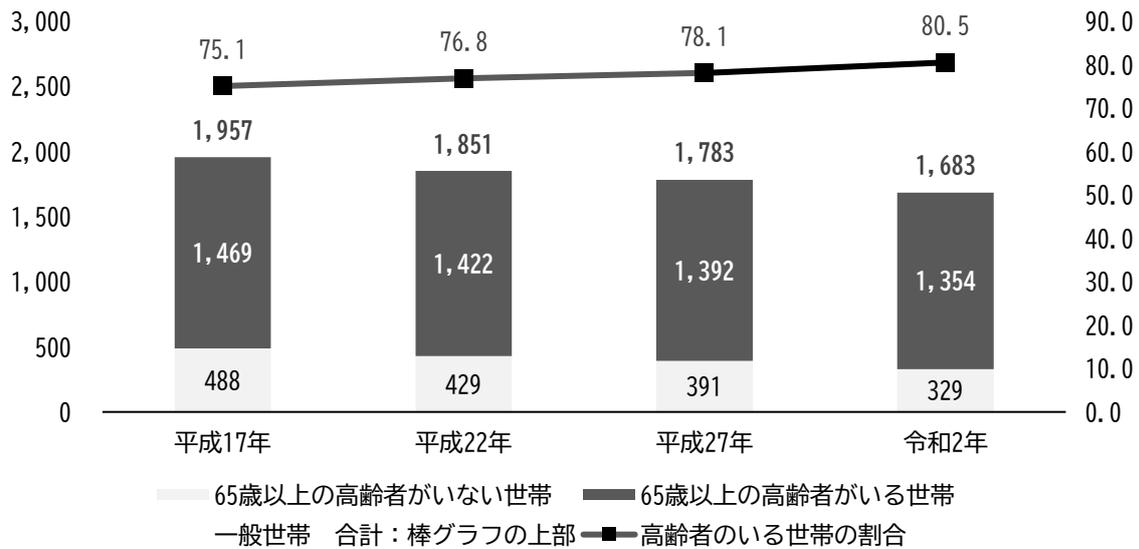
## 第2節 高齢者世帯等の状況

### 1. 世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる一般世帯総数は1,354世帯（令和2年10月現在）で、一般世帯総数（1,683世帯）に対する比率は80.5%です。

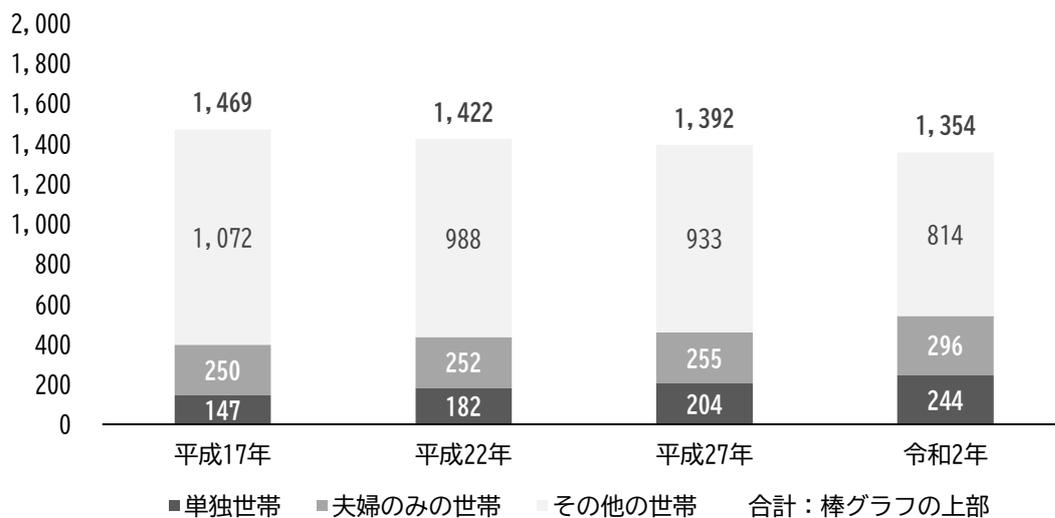
高齢者のいる世帯の家族類型別にみると「その他の世帯」が減少している一方で、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加しています。

■65歳以上の高齢者のいる世帯の推移(単位：世帯、%)



資料：国勢調査（各年10月1日）

■65歳以上の高齢者のいる一般世帯の家族類型別比率の比較(単位：世帯)



資料：国勢調査（各年10月1日）

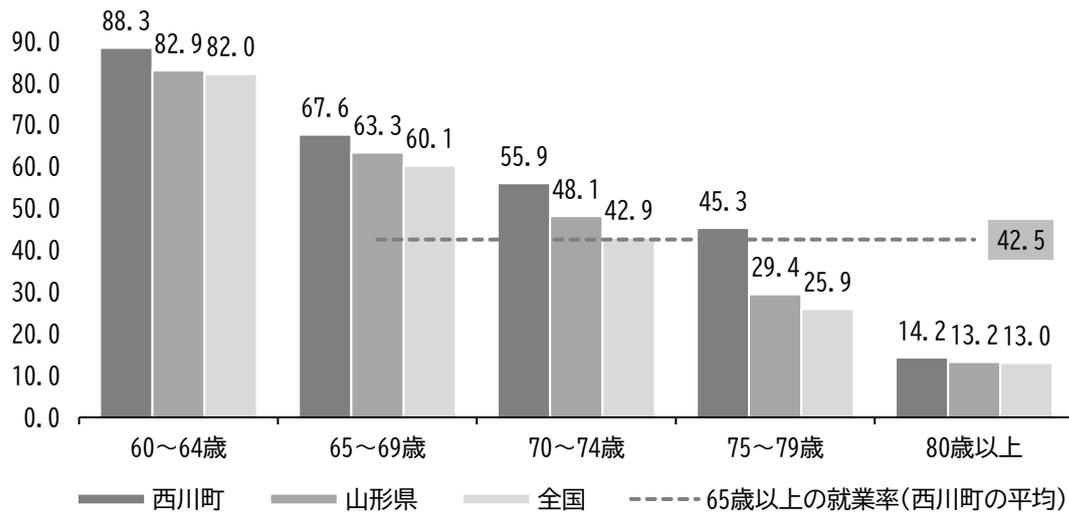
## 2. 就労状況

65歳以上の就業率の平均値をみると、男性は42.5%、女性は20.0%となっています。

男女年齢区分別にみると、男性の「60～64歳」では8割強、「65～69歳」では6割強の方が働いています。

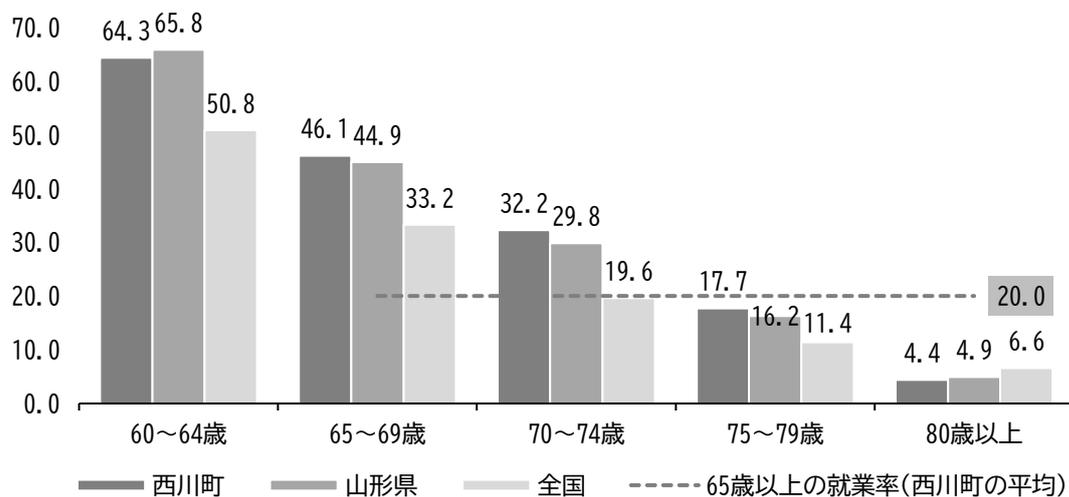
女性では「60～64歳」では6割強、「65～69歳」では4割強の方が働いています。

### ■男性・年齢階層別就業率（令和5年）



資料：国勢調査（各年10月1日）

### ■女性・年齢階層別就業率（令和5年）



資料：国勢調査（各年10月1日）

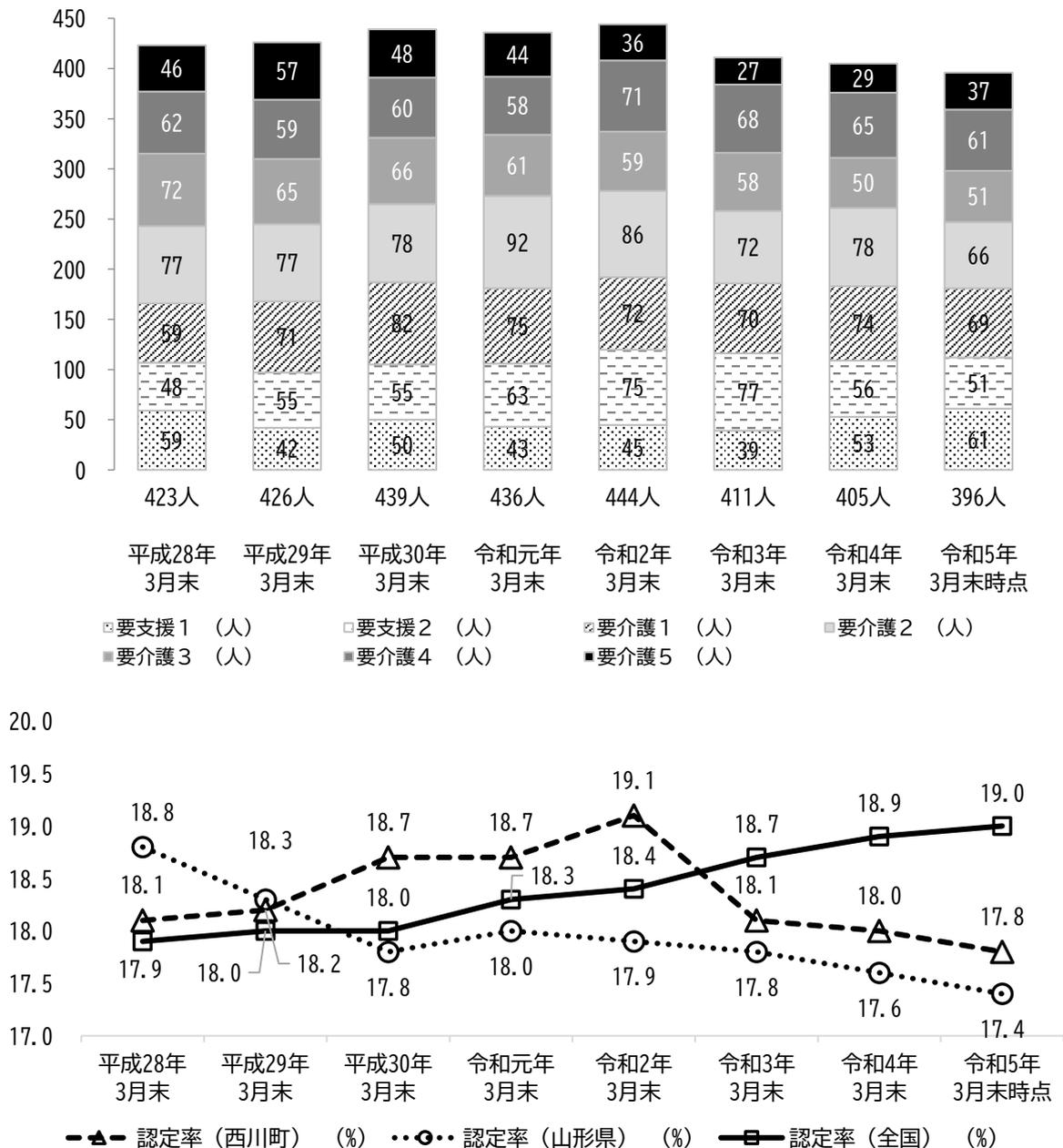
### 第3節 介護保険事業の状況

#### 1. 要介護（要支援）認定者数の推移

##### (1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和2年以降減少傾向にあり、令和5年3月末には396人となっています。また、要介護（要支援）認定率も、同様の推移を示しており、令和5年3月現在、17.8%となっており、全国の認定率より低く山形県の認定率より若干高くなっています。

##### ■要介護（要支援）認定者数と認定率の推移

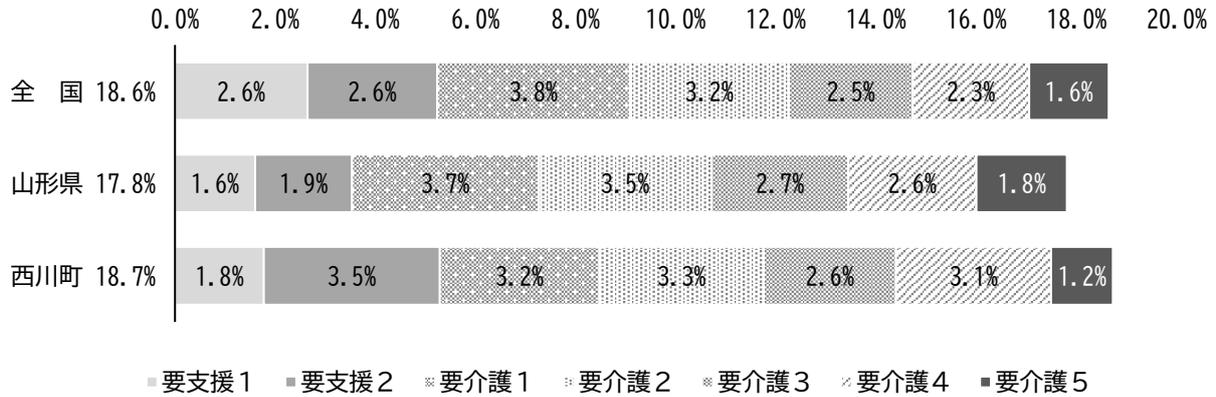


(出典) 平成28年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」  
 令和4年3月、令和5年3月：「介護保険事業状況報告月報」  
 ※地域包括ケア「見える化」システムより

## (2) 要介護（要支援）認定率の比較（本町・山形県・全国）

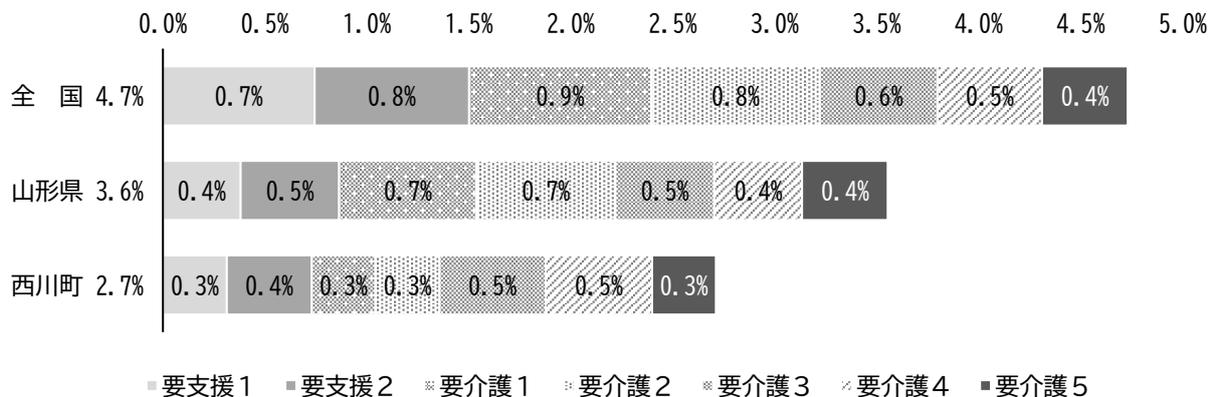
前期後期別に要介護（要支援）認定率をみると、前期高齢者(65歳以上75歳未満)は2.7%で、全国平均、山形県平均よりも低くなっていますが、後期高齢者(75歳以上)は31.1%で、山形県平均、全国平均よりやや高くなっています。

### ■第1号被保険者の要介護（要支援）認定率の比較(全体)



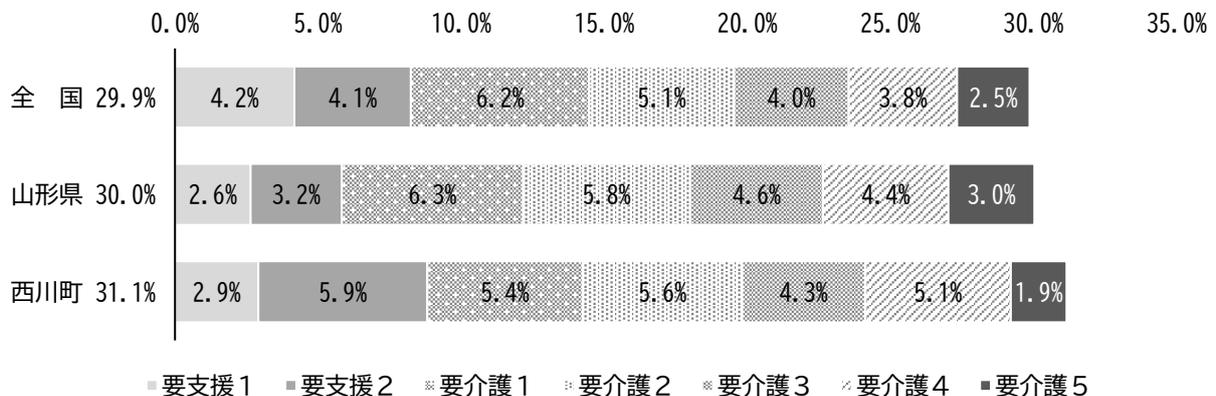
資料:介護保険事業月報(令和5年10月)

### ■第1号被保険者の要介護（要支援）認定率の比較(前期高齢者 65歳～74歳)



資料:介護保険事業月報(令和5年10月)

### ■第1号被保険者の要介護（要支援）認定率の比較(後期高齢者 75歳～)

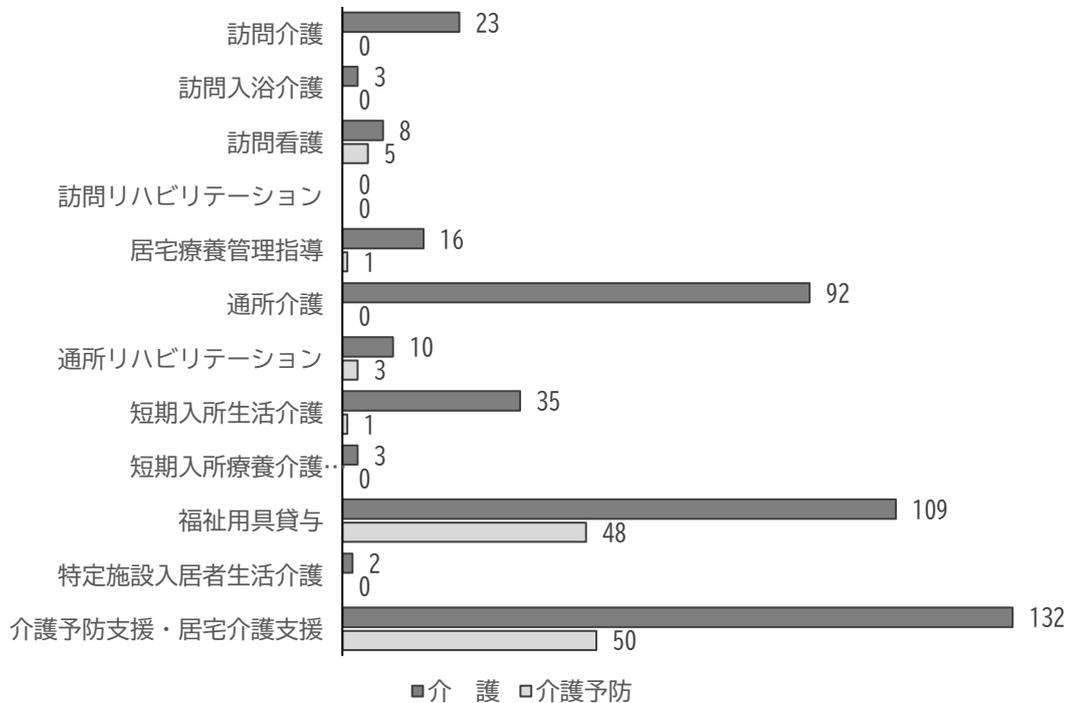


資料:介護保険事業月報(令和5年10月)

## 2. サービスの利用状況

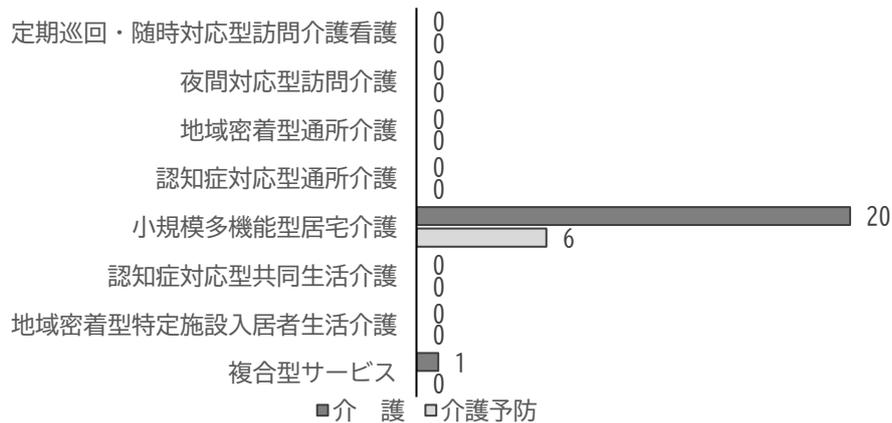
### (1) サービス別利用件数

#### ■ 1月あたりのサービス別利用件数（居宅サービス）



資料：介護保険事業月報（令和5年8月）

#### ■ 1月あたりのサービス別利用件数（地域密着サービス）



資料：介護保険事業月報（令和5年8月）

#### ■ 1月あたりのサービス別利用件数（施設給付）



## (2) 要介護度別利用率

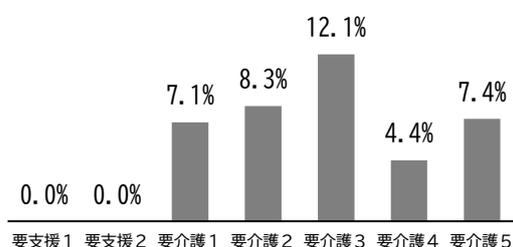
要介護度別に主なサービスの利用率（利用者数／認定者数）をみると、「訪問介護」「通所介護」ともに、要介護が低い方の利用率が高くなっています。（要支援の「訪問介護」「通所介護」については、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しているため、ここでは表示されません。）

「短期入所生活介護」は、要介護2～4で多く利用されています。

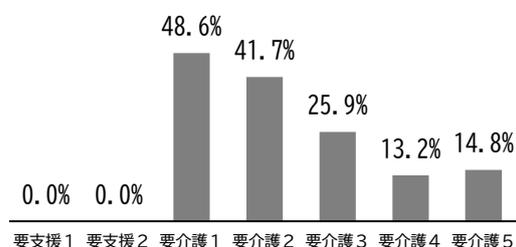
「介護予防支援・居宅介護支援」は、サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うものですが、介護度の低い方の利用が多くなっています。

「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」では、要介護3～5の割合が、「小規模多機能型居宅介護」では、要介護1、2の割合がそれぞれ高くなっています。

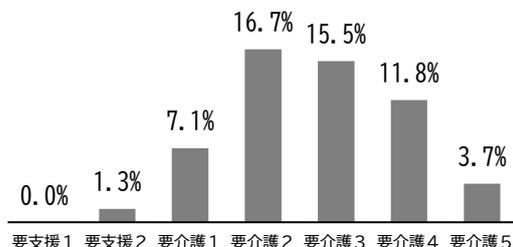
■訪問介護



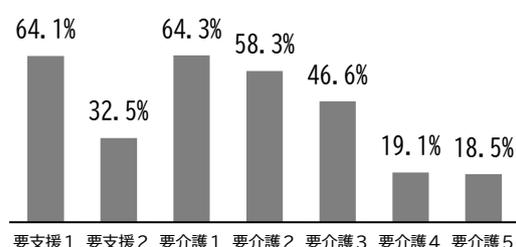
■通所介護



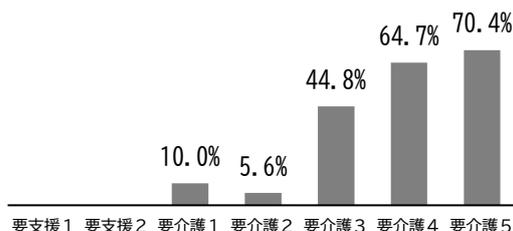
■短期入所生活介護



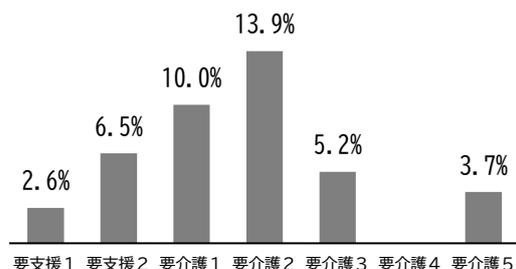
■介護予防支援・居宅介護支援



■介護老人福祉施設  
介護老人保健施設



■小規模多機能型居宅介護



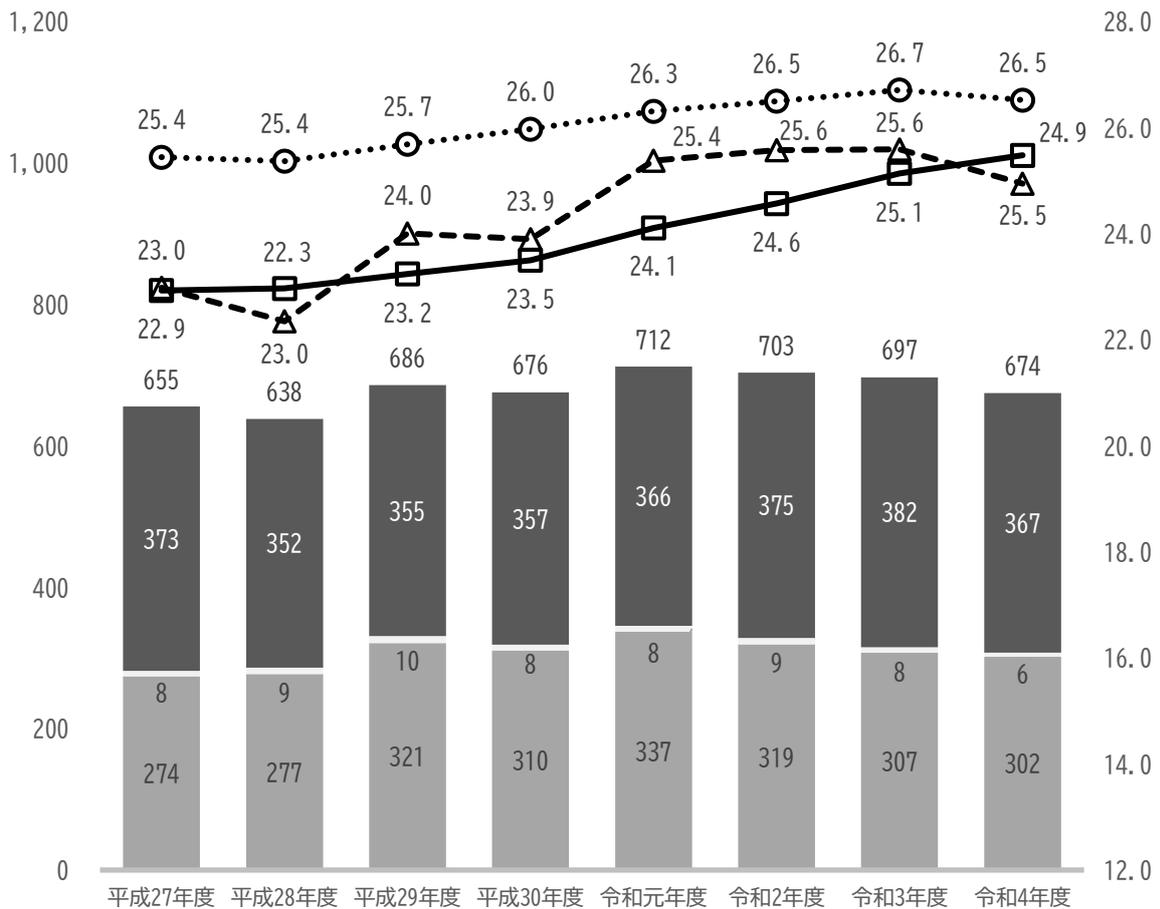
資料：介護保険事業月報(令和5年8月)

### (3) 給付費の推移

平成 27 年度からの給付費の推移をみると、令和元年までは増減を繰り返していましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和 4 年度は 674 百万円となっています。

第 1 号被保険者 1 人 1 か月当たりの費用額も同様に増減を繰り返しながら推移し、令和 4 年度は 24.9 千円となり、県平均、全国平均より低くなっています。

#### ■給付費の推移



- 棒グラフ 上 費用額 計 (百万円)
- 費用額 (施設サービス) (百万円)
- 費用額 (居住系サービス) (百万円)
- 費用額 (在宅サービス) (百万円)
- ▲- 第1号被保険者1人1月あたり費用額 (西川町) (千円)
- 第1号被保険者1人1月あたり費用額 (山形県) (千円)
- 第1号被保険者1人1月あたり費用額 (全国) (千円)

(参照) 平成 23 年度から平成 29 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告 (年報)」、  
平成 30 年度から令和元年度：「介護保険事業状況報告 (月報)」の 12 か月累計  
※地域包括ケア「見える化」システムより

## 第4節 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果の概要

### I. 調査の内容

#### 1. 介護予防・日常生活支援調査

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定に資することなどを目的としています。

からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査しました。

|       |   |        |
|-------|---|--------|
| 調査対象者 | 令和4年11月1日現在、西川町に居住する65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2認定者(要介護1～5認定者を除く) 1,945人を無作為抽出 | 1,945人 |
| 調査方法  | 令和4年12月1日～12月20日、対象者へ郵送にて調査   |        |

#### 2. 有効回答者の属性

本調査における有効回答者の属性は以下のとおりです。

図1.1 調査回答者別区分

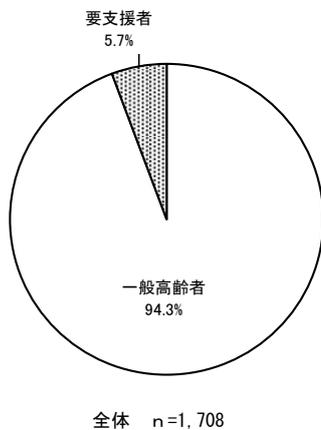


図1.2 日常生活圏域別調査回答者

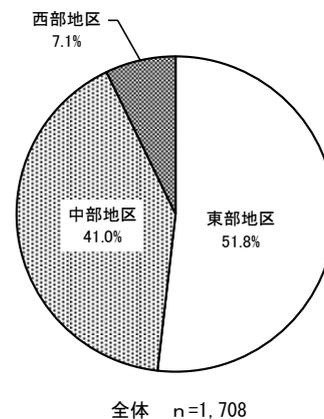
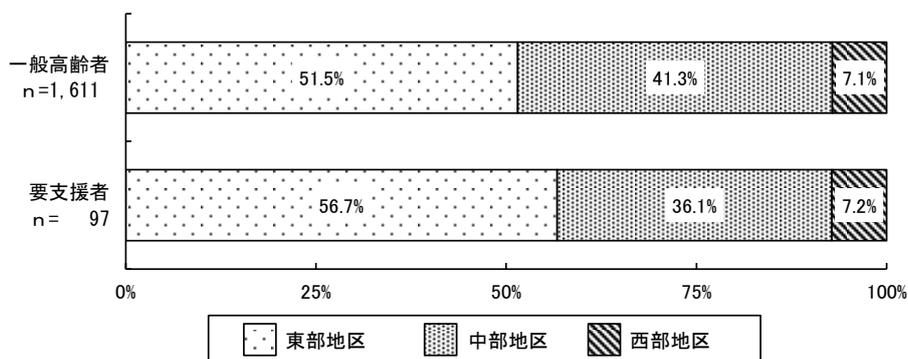


図1.3 日常生活圏域別調査回答者（回答者区分別）



## II. 一般高齢者調査結果(概要)

今回の調査のうち、要支援者を除く一般高齢者調査結果の概要をお知らせします。

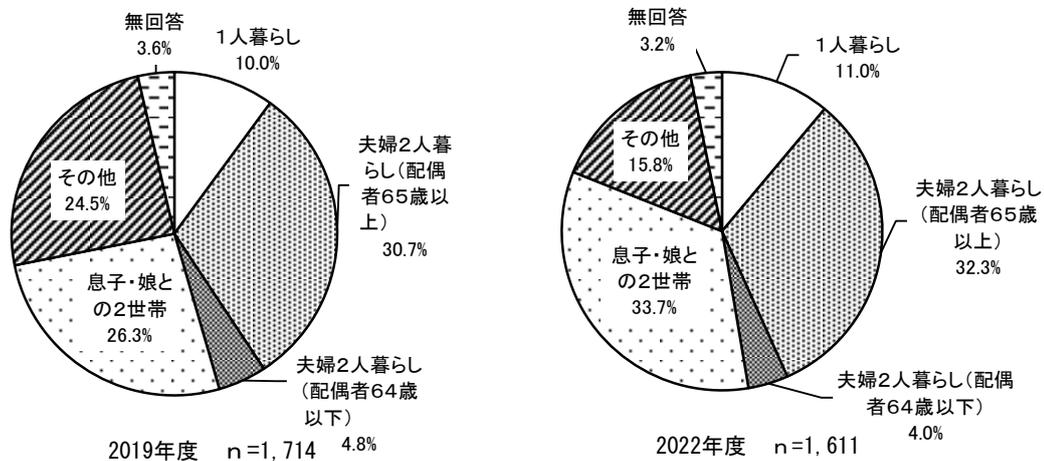
### 1. あなたのご家族や生活状況について

#### (1) 家族構成

○家族構成をみると、「息子・娘との2世帯」(33.7%)が最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(32.3%)、「1人暮らし」(11.0%)となっています。

○前回調査と比較すると、「息子・娘との2世帯」は7.4ポイント、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」は1.6ポイント、「1人暮らし」は1.0ポイント高くなっています。

問1-(1) 家族構成(経年比較)



#### (2) 日常生活における介護(介助)

○普段の生活における介護・介助の状況をみると、「介護・介助は必要ない」(74.8%)が最も高くなっています。

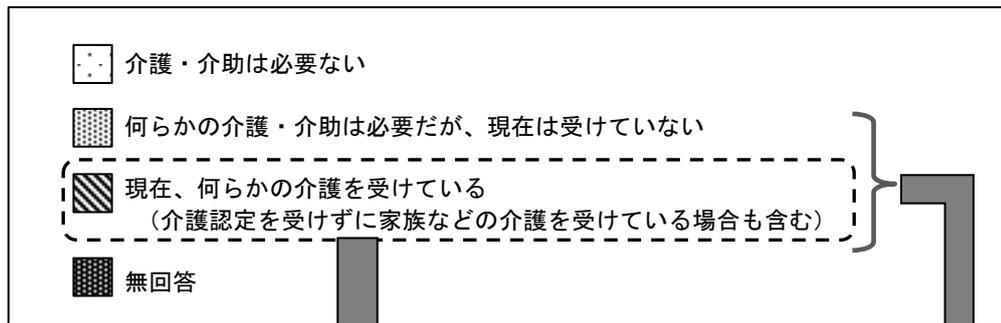
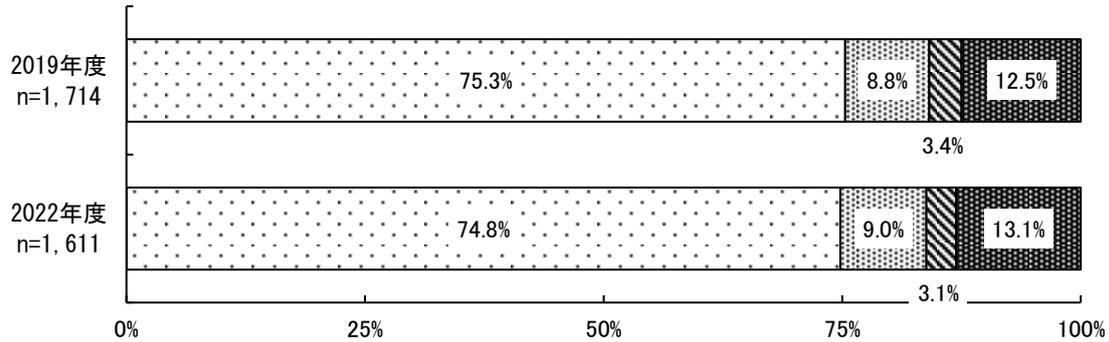
○前回調査と比較すると、「介護・介助は必要ない」は0.5ポイント低くなっています。

○介護を受けていると回答した方の介護・介助をしてくれる人をみると、「息子」(40.0%)が最も高く、次いで「配偶者(夫・妻)」(36.0%)、「娘」(30.0%)となっています。

○介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」(16.4%)が最も高く、次いで「心臓病」(8.7%)、「骨折・転倒」(8.2%)、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(7.2%)となっています。(「無回答」を除く)

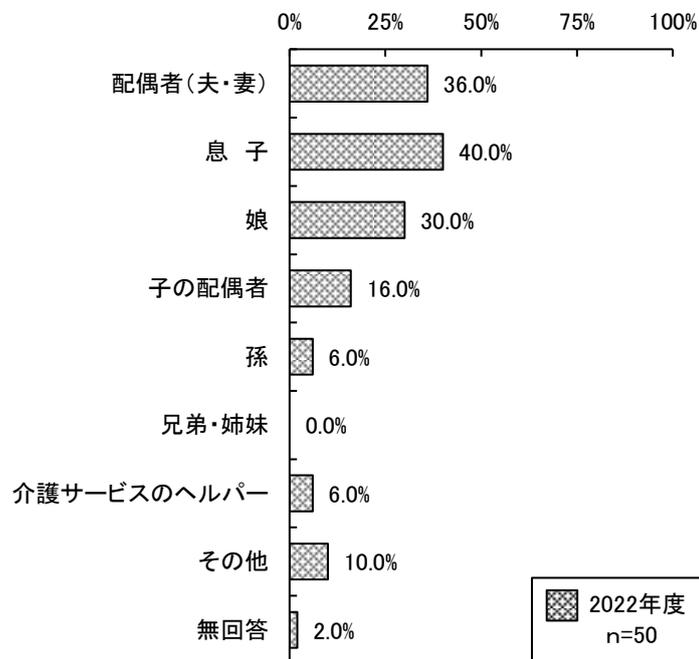
○前回調査と比較すると、「骨折・転倒」は3.4ポイント、「心臓病」は0.6ポイント高くなっています。

問1-(2) 普段の生活で介護・介助が必要か（経年比較）

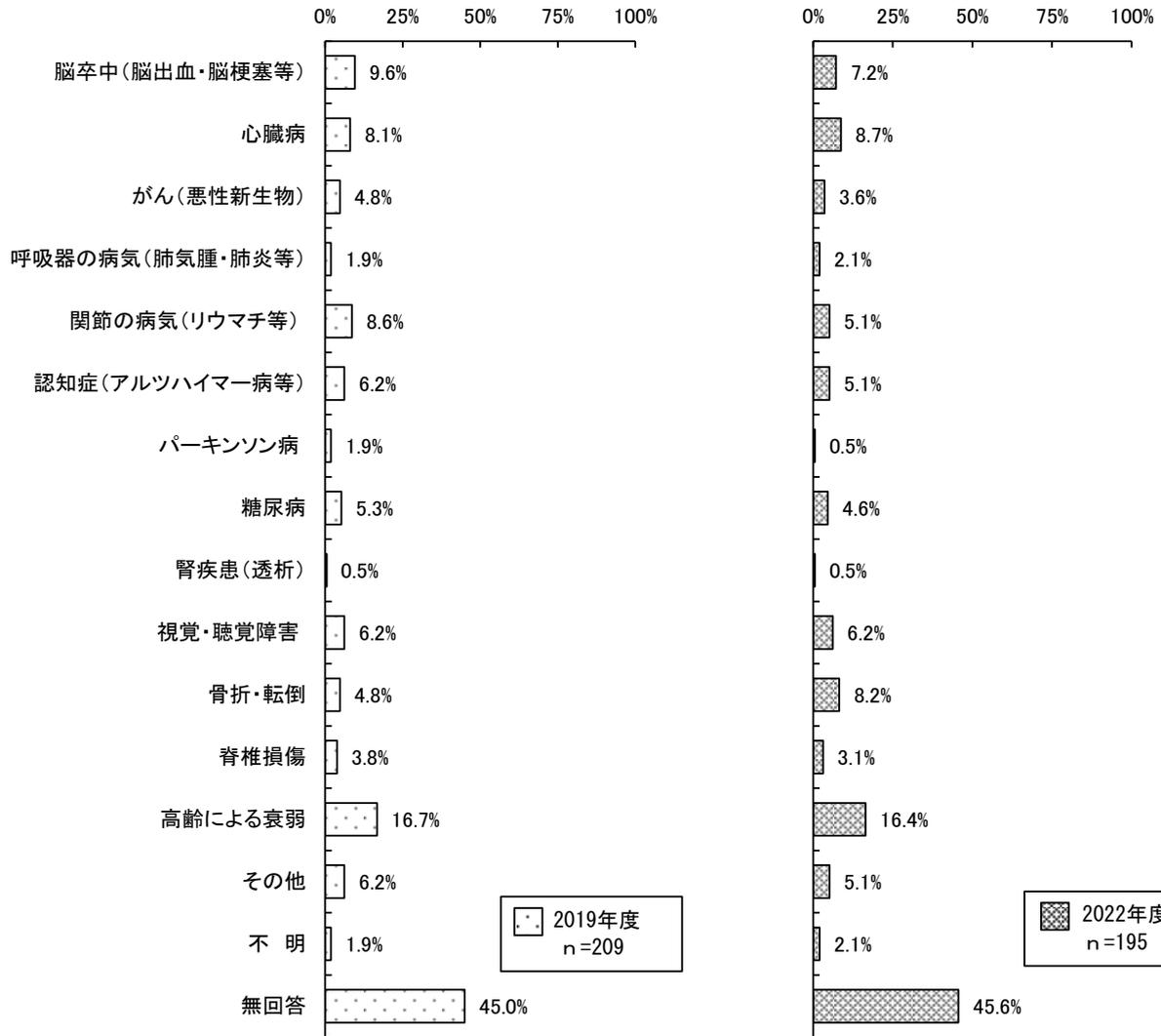


問1-(2).② 介護・介助をしてくれる人

問1-(2).①へ



問1-(2).① 介護・介助が必要になった主な原因（経年比較）

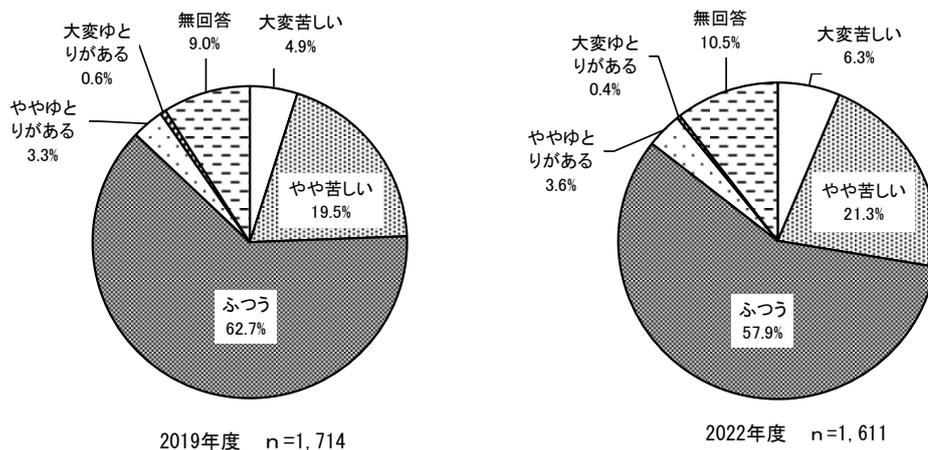


### (3) 現在の経済状況

○現在の暮らしの経済状況をみると、「ふつう」(57.9%)が最も高く、次いで「やや苦しい」(21.3%)となっています。

○前回調査と比較すると、「やや苦しい」は1.8ポイント、「大変苦しい」は1.4ポイント、「ややゆとりがある」は0.3ポイント高くなっています。

問1-(3) 現在の暮らしの経済的状況(経年比較)



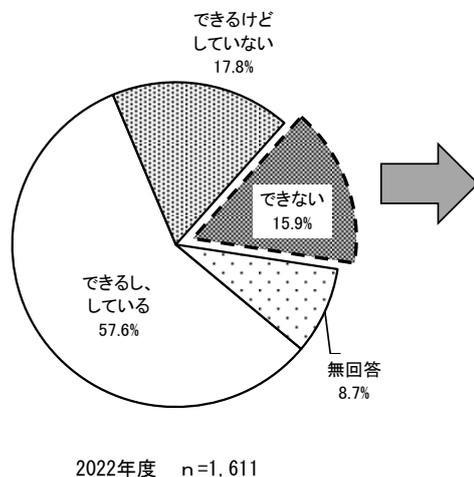
## 2. からだを動かすことについて

### (1) 運動機能の状況

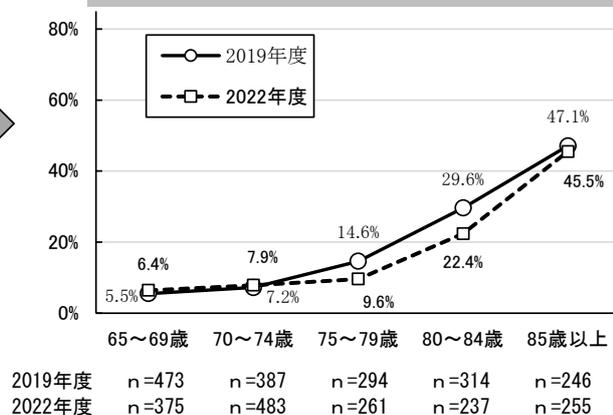
○階段を手すりや壁をつたわずに昇ることができない方は15.9%となり、年齢階級別にみると加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は4割を超えています。

○椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がることができない方は11.5%となり、年齢階級別にみると75歳以降は加齢とともに割合が高くなっています。

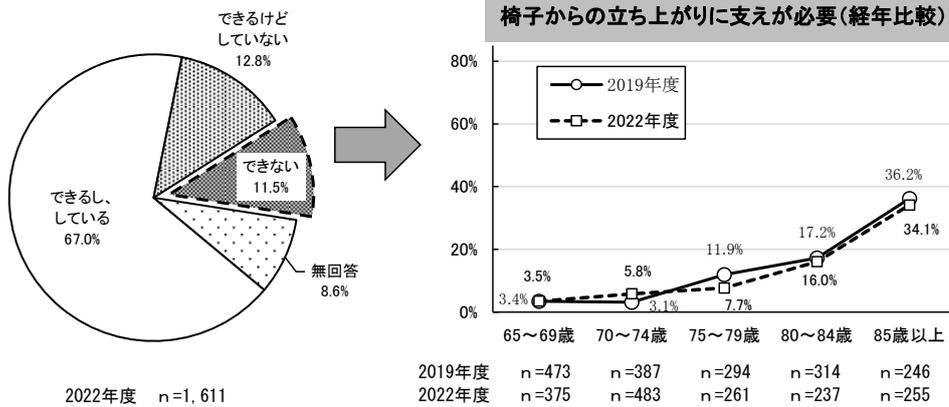
問2-(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇ることができるか



階段昇降時に手すりや支えが必要(経年比較)



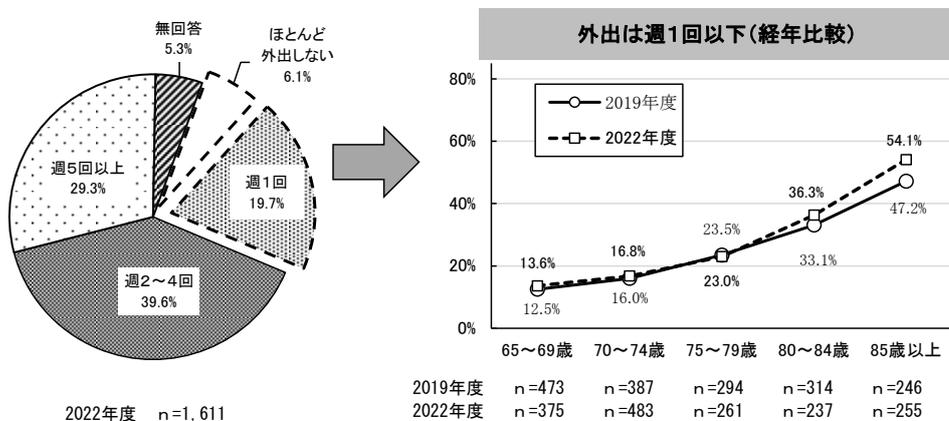
問2-(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がることができるか



(2) 外出の状況

○1週間の外出の頻度をみると、「週1回」(19.7%)と「ほとんど外出しない」(6.1%)を合わせた25.8%の方が週1回以下と回答しています。年齢階級別には加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は5割を超えています。

問2-(6) 週に1回以上の外出頻度



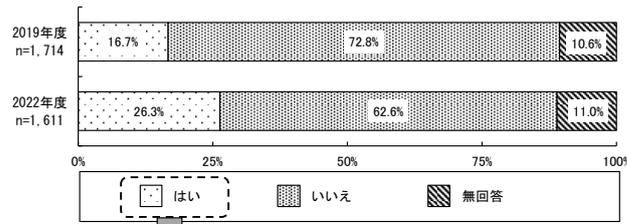
○外出を控えている方は26.3%となっています。

○前回調査と比較すると、外出を控えている方は9.6ポイント高くなっています。

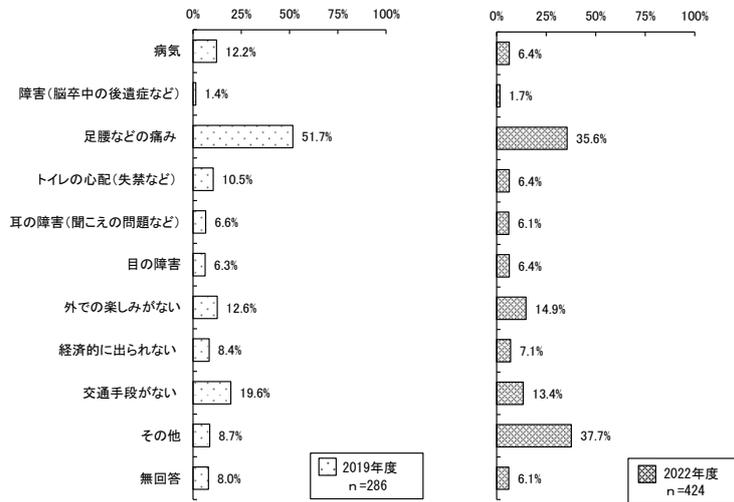
○外出を控えている理由は、「その他」(37.7%)が最も高く、次いで「足腰などの痛み」(35.6%)、「外での楽しみがない」(14.9%)、「交通手段がない」(13.4%)、「経済的に出られない」(7.1%)となっています。

○前回調査と比較すると、「足腰などの痛み」は16.1ポイント、「交通手段がない」は6.2ポイント、「経済的に出られない」は1.3ポイント低くなる一方、「その他」は29.0ポイント、「外での楽しみがない」は2.3ポイント高くなっています。

問2-(8) 外出を控えているか (経年比較)

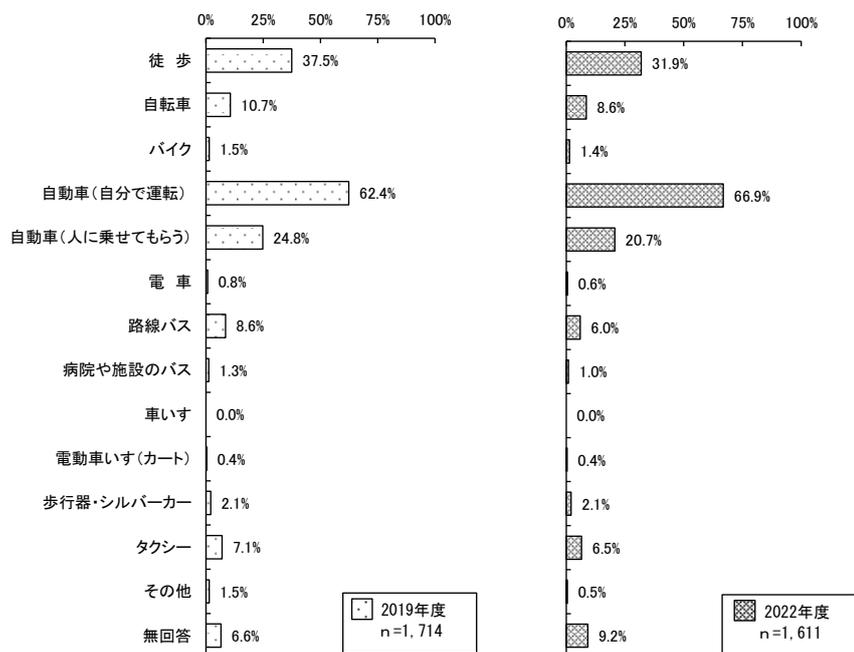


問2-(8).① 外出を控えている理由 (経年比較)



- 外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」(66.9%)が最も高く、次いで「徒歩」(31.9%)、「自動車(人に乗せてもらう)」(20.7%)、「自転車」(8.6%)となっています。(「無回答」を除く)
- 前回調査と比較すると、「自動車(自分で運転)」は4.5ポイント高く、「徒歩」は5.6ポイント、「自動車(人に乗せてもらう)」は4.1ポイント低くなっています。

問2-(9) 外出する際の移動手段 (経年比較)

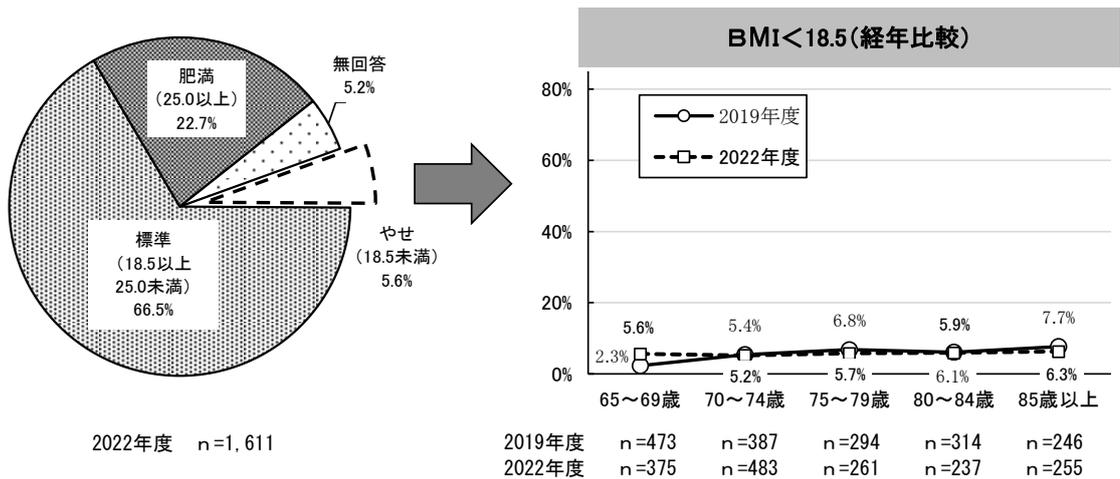


### 3. 食べることについて

#### (1) 体格指数（BMI）の状況

○BMIをみると、「やせ（18.5未満）」の方は5.6%となり、年齢階級別にみると85歳以上が6.3%で最も高くなっています。

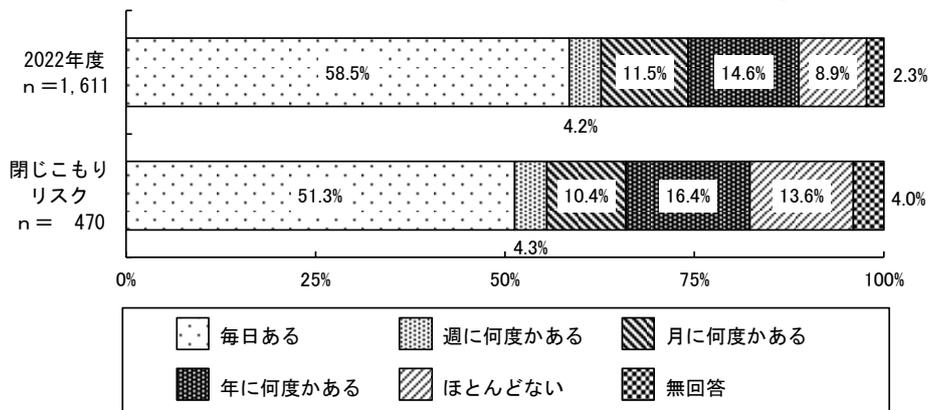
問3-(1) BMI



#### (2) 食事の状況

○どなたかと食事をともしる機会では、全体・閉じこもりリスク者ともに「毎日ある」（58.5%・51.3%）が最も高いものの、「ほとんどない」では閉じこもりリスク者が13.6%となり、全体より4.7ポイント上回っています。

問3-(8) どなたかと食事をともしる機会  
(×「閉じこもりリスク者」)



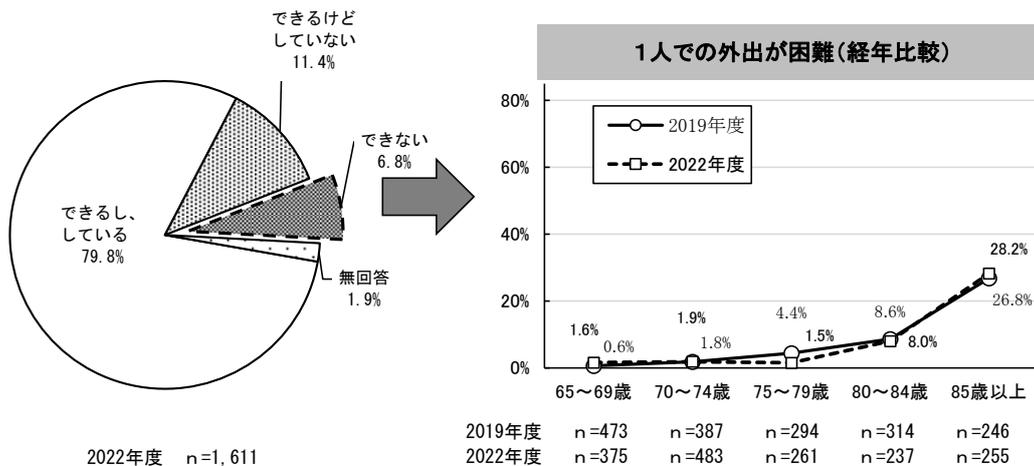
## 4. 毎日の生活について

### (1) IADL (手段的自立度) の状況

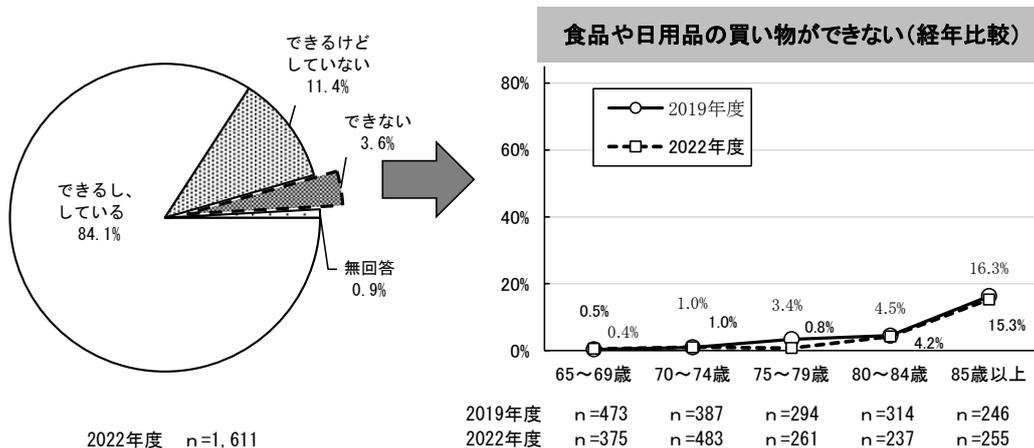
○バスや電車を使って1人で外出できない方は6.8%となり、年齢階級別にみると75歳以降は加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は約3割となっています。

○自分で食品・日用品の買い物ができない方は3.6%となり、年齢階級別にみると75歳以降は加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は1割を超えています。

問4-(4) バスや電車を使って1人で外出しているか



問4-(5) 自分で食品・日用品の買い物をしているか

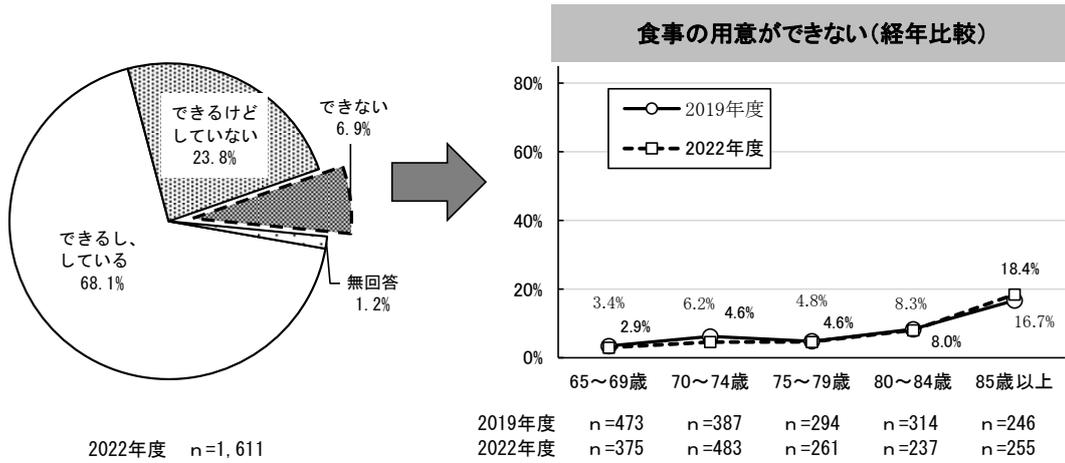


○自分で食事の用意ができない方は6.9%となり、年齢階級別にみると加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は約2割となっています。

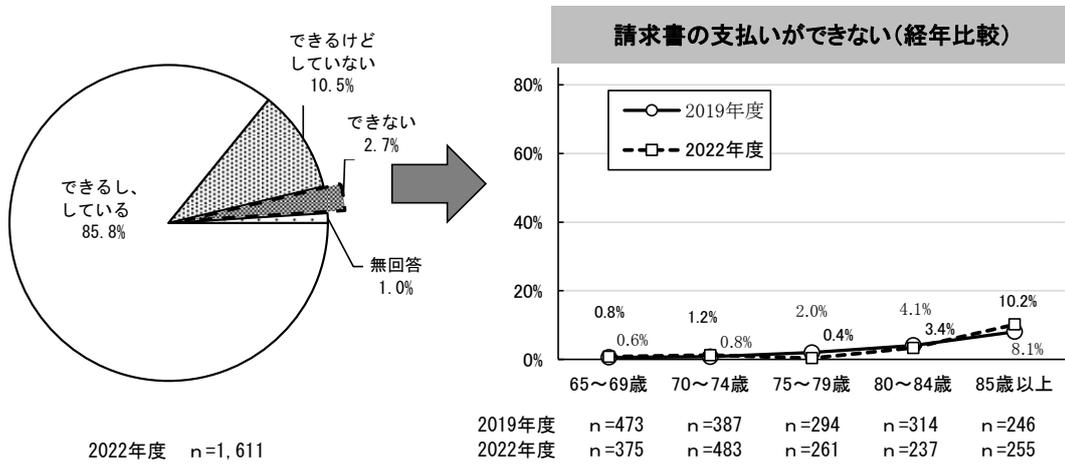
○自分で請求書の支払いができない方は2.7%となり、年齢階級別にみると75歳以降は加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は1割を超えています。

○自分で預貯金の出し入れができない方は3.4%となり、年齢階級別にみると75歳以降は加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は約1割となっています。

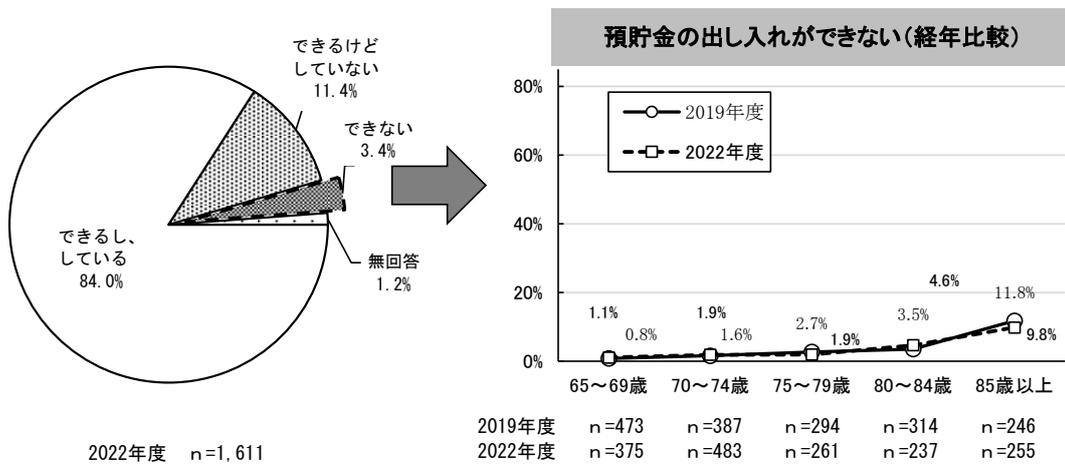
問4-(6) 自分で食事の用意をしているか



問4-(7) 自分で請求書の支払いをしているか



問4-(8) 自分で預貯金の出し入れをしているか



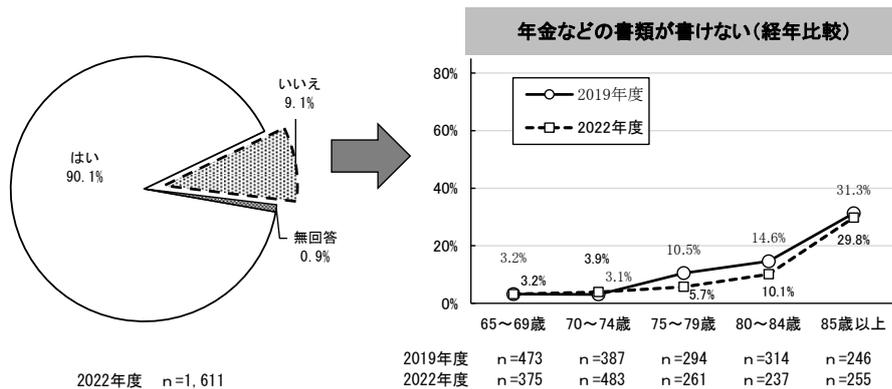
## (2) 社会参加（知的能動性）の状況

○年金などの書類が書けない方は 9.1%となり、年齢階級別にみると加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は約3割となっています。

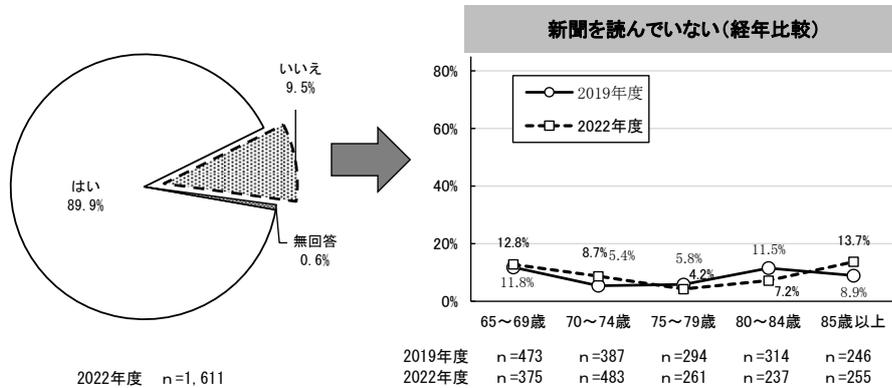
○新聞を読んでいない方は 9.5%となり、年齢階級別にみると 65～69歳と 85歳以上が1割を超えています。

○本や雑誌を読んでいない方は 29.4%となり、年齢階級別にみると加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は4割を超えています。

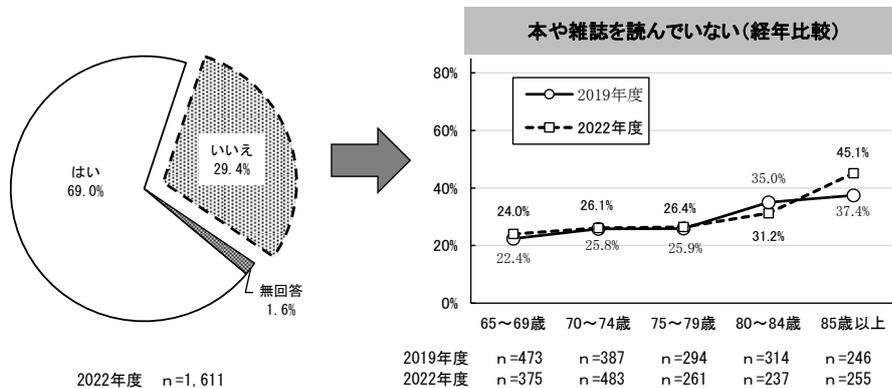
問4-(9) 年金などの書類が書けるか



問4-(10) 新聞を読んでいるか



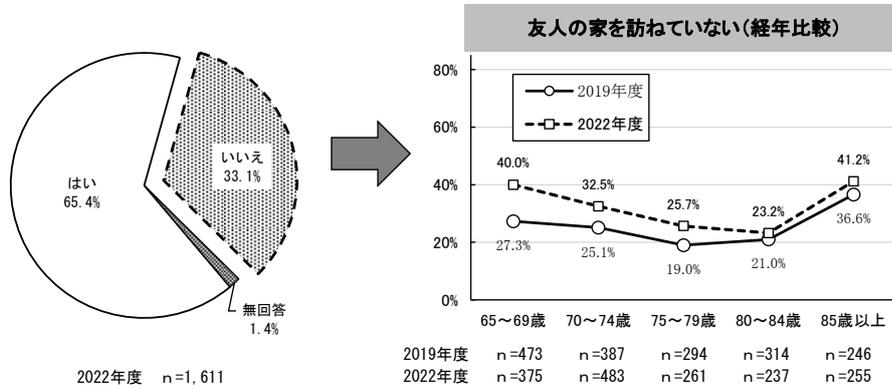
問4-(11) 本や雑誌を読んでいるか



### (3) 社会参加（社会的役割）の状況

○友人の家を訪ねていない方は 33.1%となり、年齢階級別にみると 65～84 歳までは加齢とともに割合が低くなり、85 歳以上は4割を超えています。

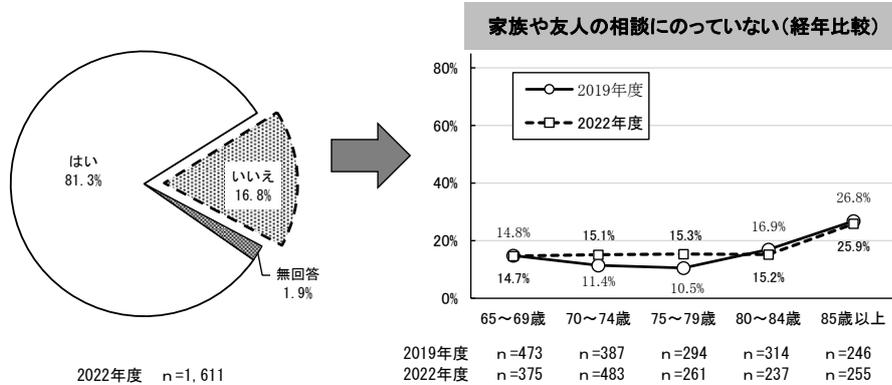
問4-(13) 友人の家を訪ねているか



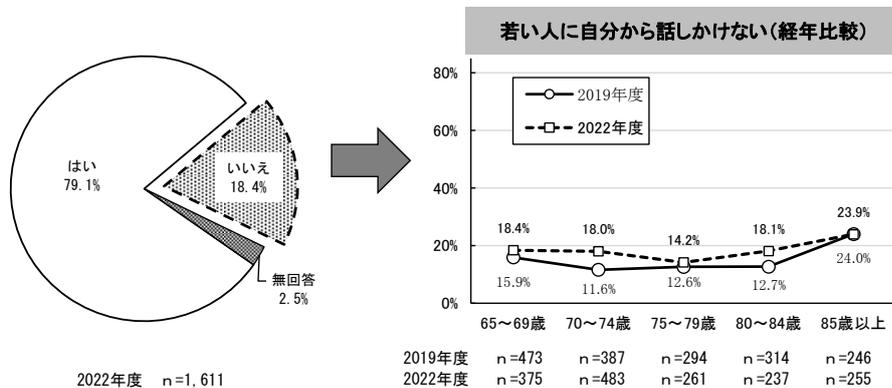
○家族や友人の相談にのっていない方は 16.8%となり、年齢階級別にみると 65～84 歳まではほぼ同率で推移する一方、85 歳以上は2割を超えています。

○若い人に自分から話しかけない方は 18.4%となり、年齢階級別にみると 65～84 歳まではほぼ同率で推移する一方、85 歳以上は2割を超えています。

問4-(14) 家族や友人の相談にのっているか



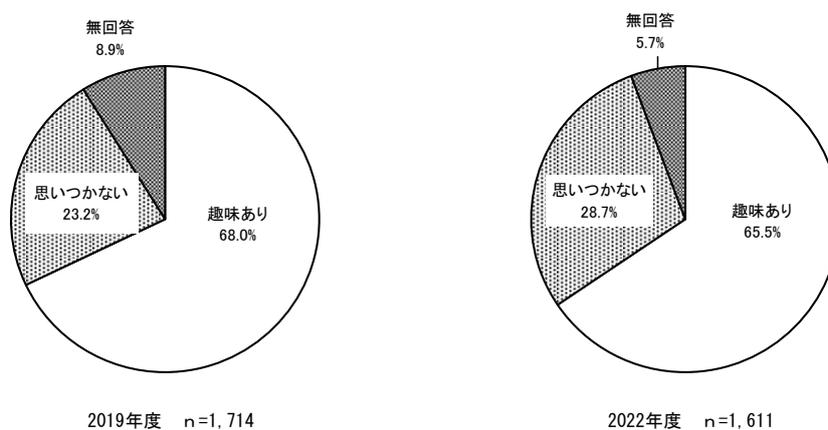
問4-(16) 若い人に自分から話しかけることはあるか



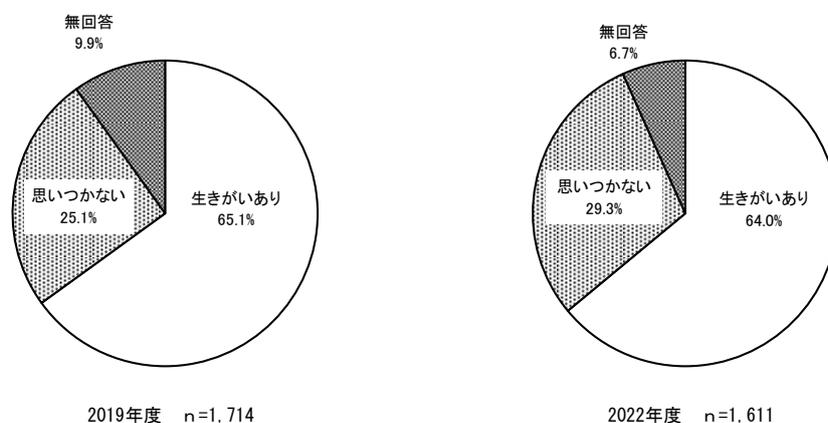
#### (4) こころの健康状態

- 趣味がある方は 65.5%、思いつかない方は 28.7%となっています。
- 前回調査と比較すると、趣味のある方は 2.5 ポイント低く、思いつかない方は 5.5 ポイント高くなっています。
- 生きがいがある方は 64.0%、思いつかない方は 29.3%となっています。
- 前回調査と比較すると、生きがいがある方は 1.1 ポイント低く、思いつかない方は 4.2 ポイント高くなっています。

問4-(17) 趣味はあるか (経年比較)

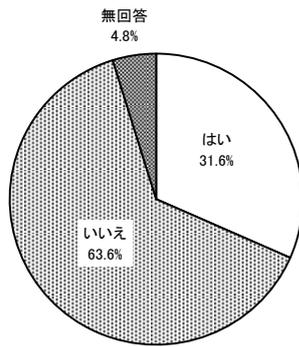


問4-(18) 生きがいはあるか (経年比較)

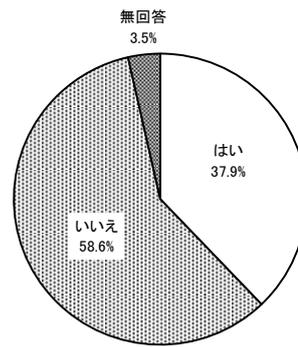


- この1か月間、気分が沈んだりすることがある方は 37.9%となっています。
- 前回調査と比較すると、気分が沈んだりすることがある方は 6.3 ポイント高くなっています。
- この1か月間、物事に対して心から楽しめない方は 24.8%となっています。
- 前回調査と比較すると、物事に対して心から楽しめない方は 3.0 ポイント高くなっています。

問7-(3) この1か月間、気分が沈んだりする（経年比較）

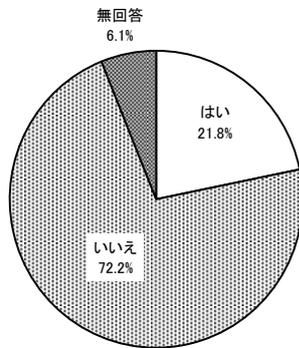


2019年度 n=1,714

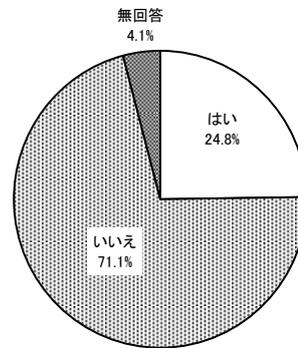


2022年度 n=1,611

問7-(4) この1か月間、物事に対して心から楽しめない（経年比較）



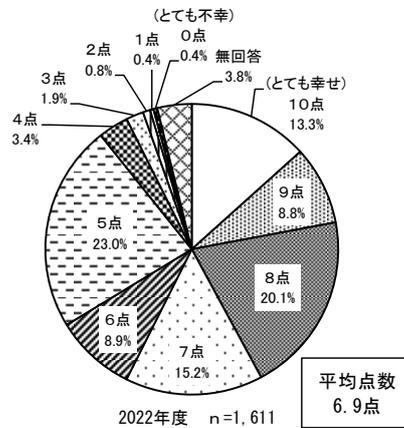
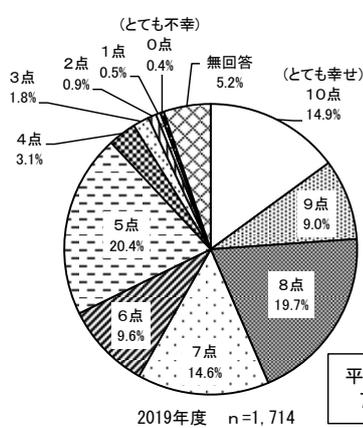
2019年度 n=1,714



2022年度 n=1,611

- 現在の主観的幸福感を点数で見ると、「5点」(23.0%)が最も高く、次いで「8点」(20.1%)、「7点」(15.2%)、「(とても幸せ) 10点」(13.3%)となっています。
- 前回調査と比較すると、「5点」は2.6ポイント、「7点」は0.6ポイント、「8点」は0.4ポイント高くなる一方、「(とても幸せ) 10点」は1.6ポイント低くなっています。

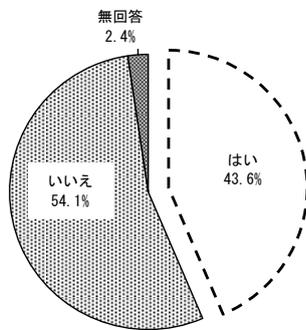
問7-(2) 現在の主観的幸福感（経年比較）



## (5) 物忘れの状況

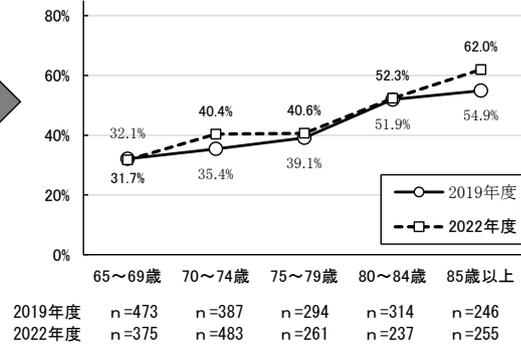
○物忘れが多いと感じる方は43.6%で、年齢階級別にみると加齢とともに割合が高くなり、85歳以上は6割を超えています。

問4-(1) 物忘れが多いと感じるか



2022年度 n=1,611

物忘れが多いと感じる(経年比較)



|        |       |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2019年度 | n=473 | n=387 | n=294 | n=314 | n=246 |
| 2022年度 | n=375 | n=483 | n=261 | n=237 | n=255 |

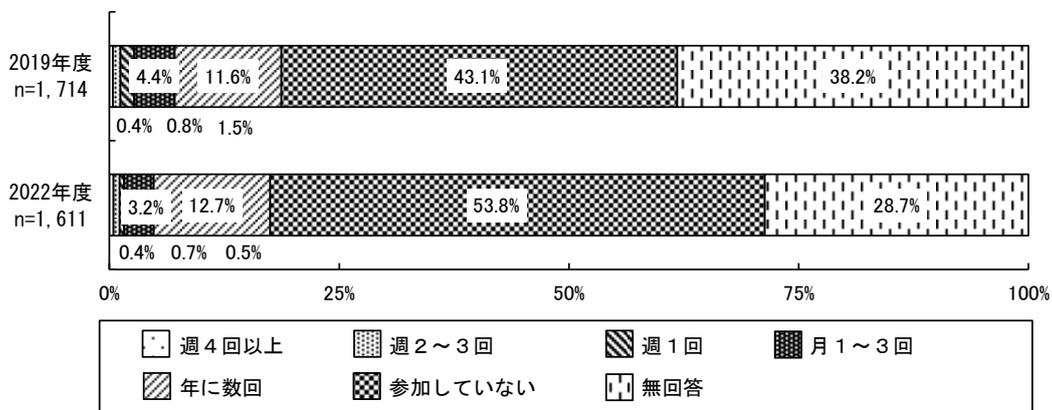
## 5. 地域での活動について

### (1) 地域活動等への参加状況

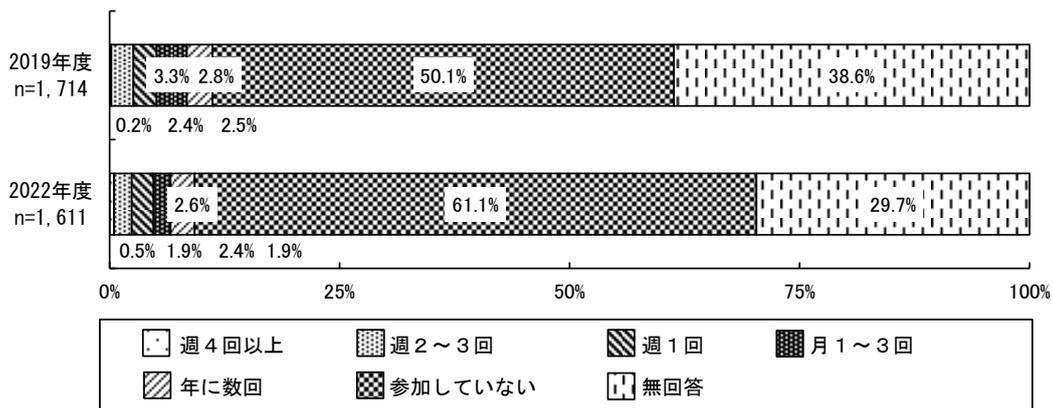
○地域活動等への参加頻度をみると、週1回以上の就労または参加している活動は「⑧収入のある仕事」(25.6%)、「②スポーツ関係のグループやクラブ」(4.8%)、「③趣味関係のグループ」(3.8%)となっています。

○前回調査と比較すると、「⑧収入のある仕事」は7.1ポイント、「⑤介護予防のための「通いの場」」は0.5ポイント高くなり、「①ボランティアのグループ」「⑥老人クラブ」はともに1.1ポイント、「⑦区・町内会」は1.0ポイント低くなっています。

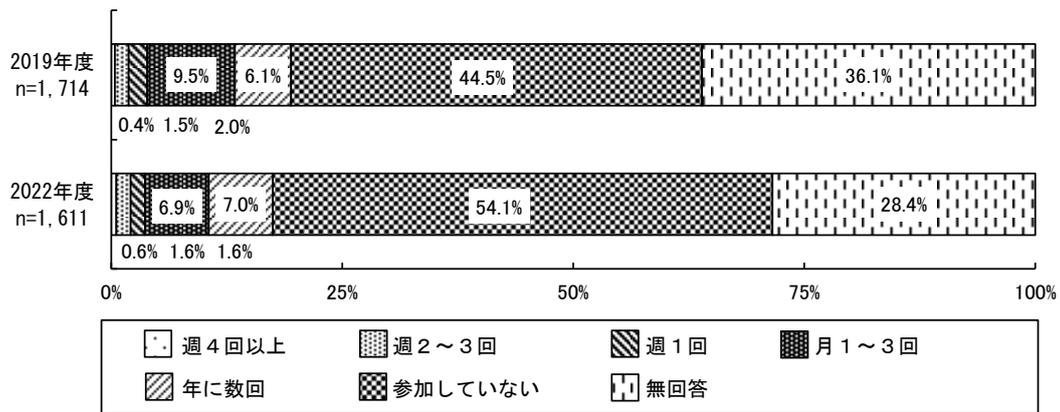
#### ①ボランティアのグループ



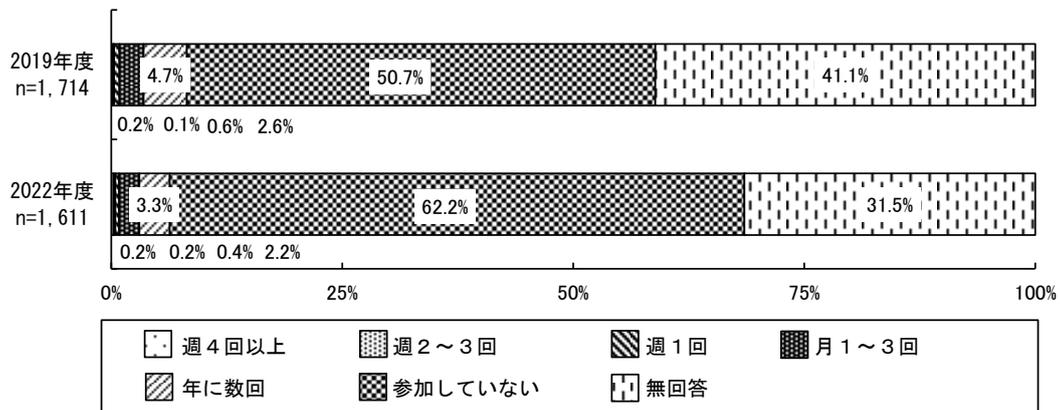
#### ②スポーツ関係のグループやクラブ



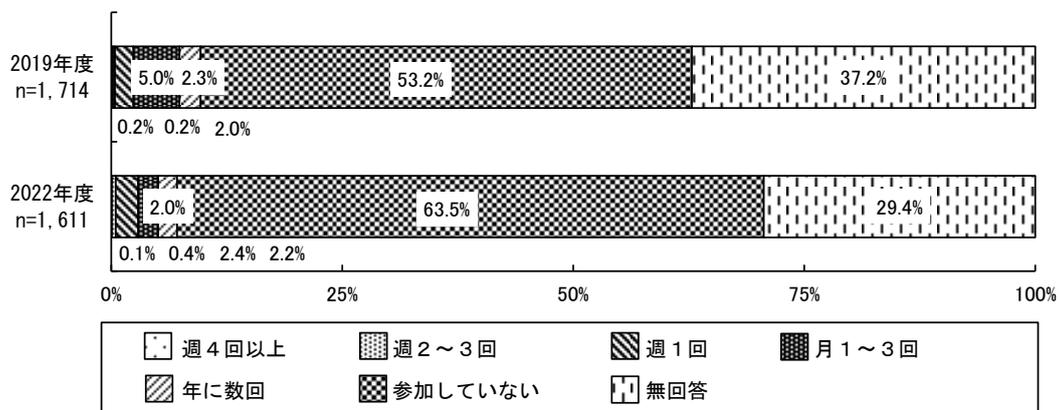
### ③趣味関係のグループ



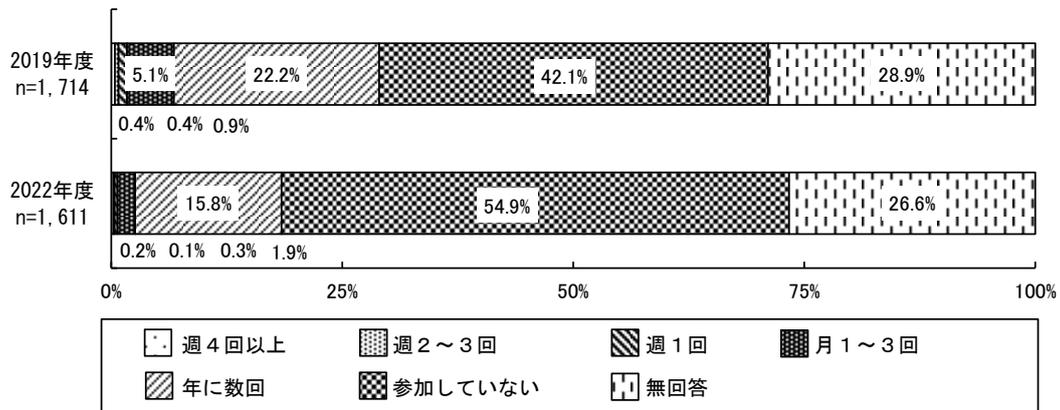
### ④学習・教養サークル



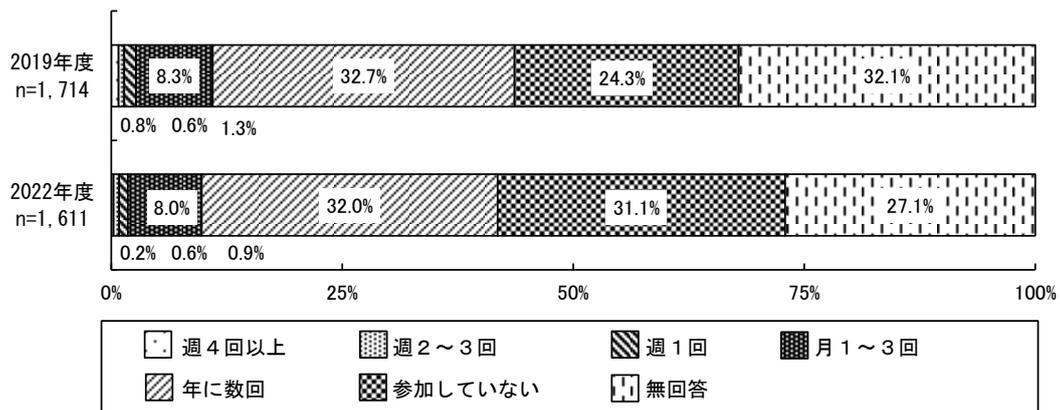
### ⑤介護予防のための「通いの場」



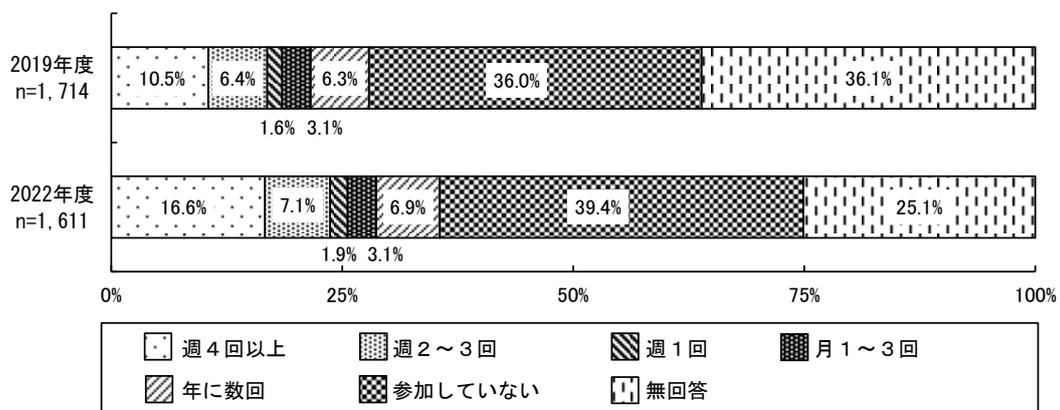
### ⑥老人クラブ



### ⑦区・町内会



### ⑧収入のある仕事



## (2) 地域活動等への参加意向

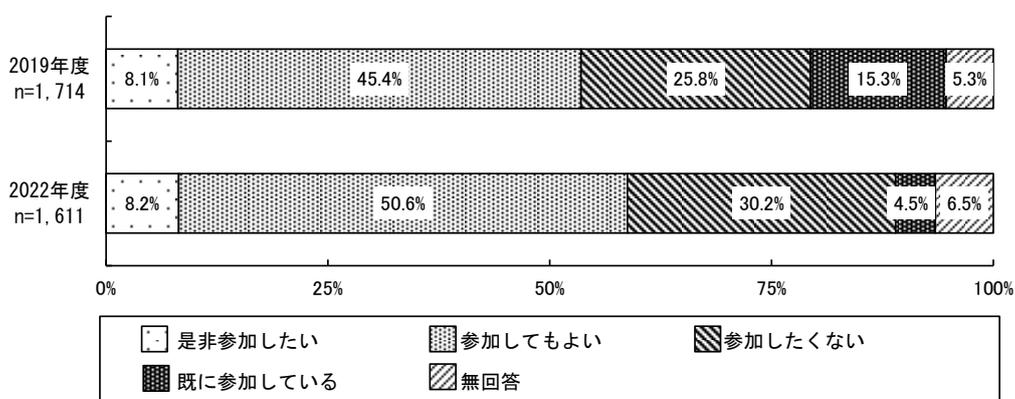
○参加者として地域活動等へ「是非参加したい」(8.2%)と「参加してもよい」(50.6%)を合わせた58.8%の方が参加を希望しています。また、「既に参加している」は4.5%となっています。

○前回調査と比較すると、参加を希望する方は5.3ポイント高くなっています。

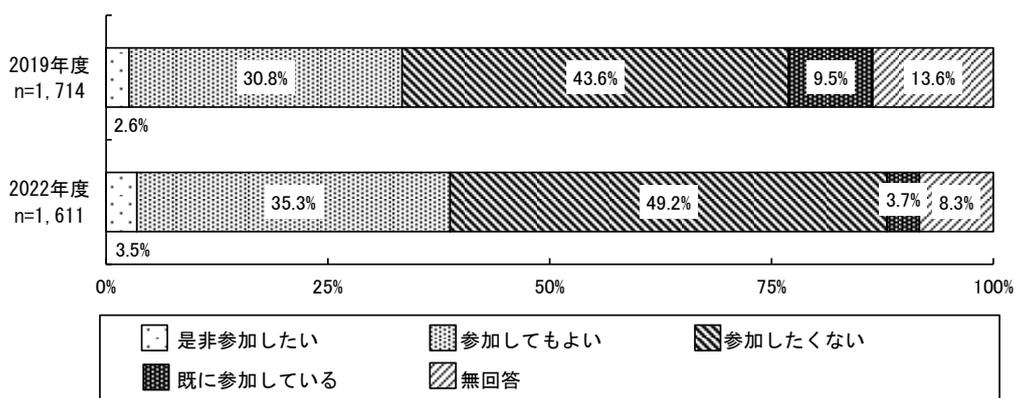
○企画・運営(お世話役)として地域活動等へ「是非参加したい」(3.5%)と「参加してもよい」(35.3%)を合わせた38.8%の方が参加を希望している一方で、「参加したくない」は約5割を占めています。また、「既に参加している」は3.7%となっています。

○前回調査と比較すると、参加を希望する方は5.4ポイント高くなっています。

問5-(2) 参加者としての地域活動等への参加意向(経年比較)



問5-(3) 企画・運営(お世話役)としての地域活動等への参加意向(経年比較)



## 6. たすけあいについて

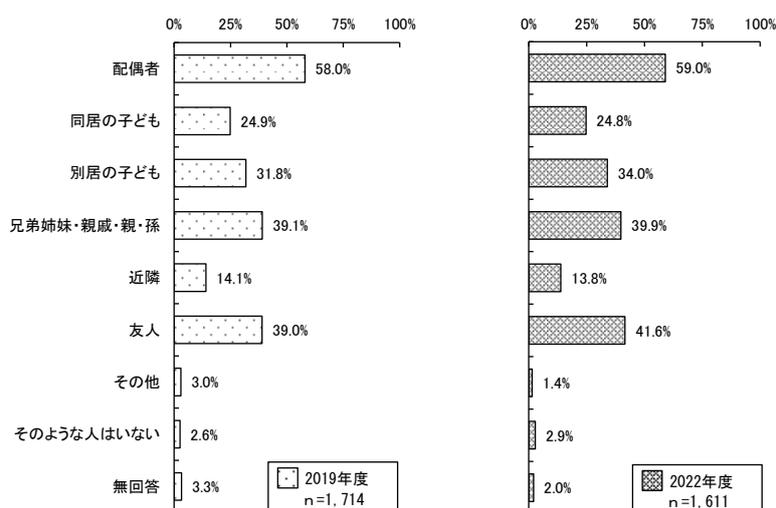
### (1) 困った際に頼る相手または頼られる相手

○心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人は、「配偶者」（59.0%）が最も高く、次いで「友人」（41.6%）、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」（39.9%）、「別居の子ども」（34.0%）となっています。一方、「そのような人はいない」は2.9%となっています。

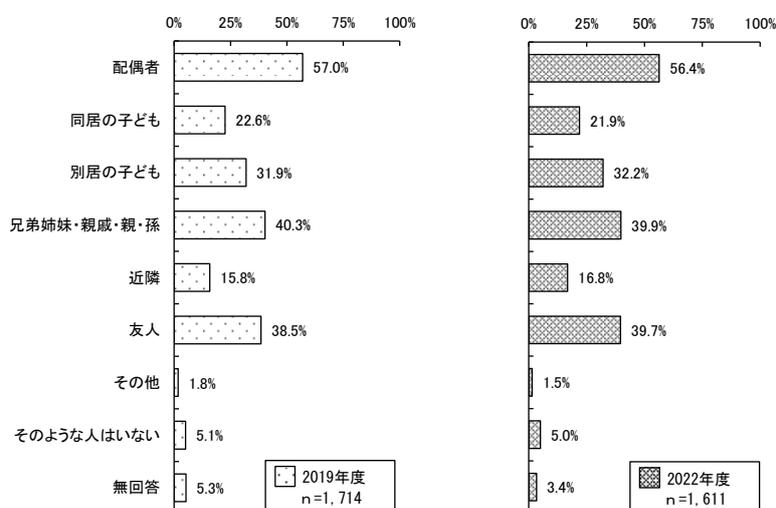
○心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人は、「配偶者」（56.4%）が最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」（39.9%）、「友人」（39.7%）、「別居の子ども」（32.2%）となっています。一方、「そのような人はいない」は5.0%となっています。

○前回調査と比較すると、心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人は「友人」は2.6ポイント、「別居の子ども」は2.2ポイント、「配偶者」は1.0ポイント、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」は0.8ポイント、「そのような人はいない」は0.3ポイント高く、心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人では「友人」は1.2ポイント、「別居の子ども」は0.3ポイント高くなっています。

問6-(1) 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（経年比較）



問6-(2) 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（経年比較）

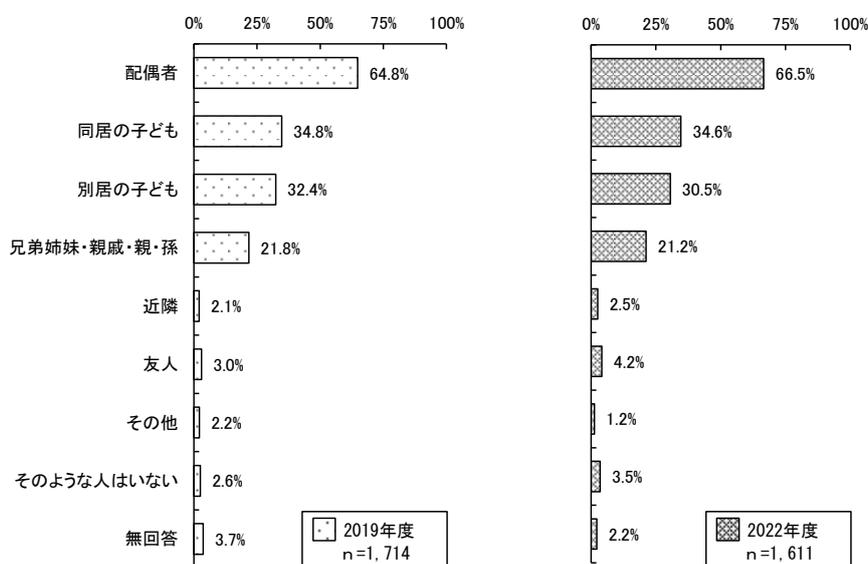


○病気で数日間寝込んだときに看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」(66.5%)が最も高く、次いで「同居の子ども」(34.6%)、「別居の子ども」(30.5%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(21.2%)となっています。

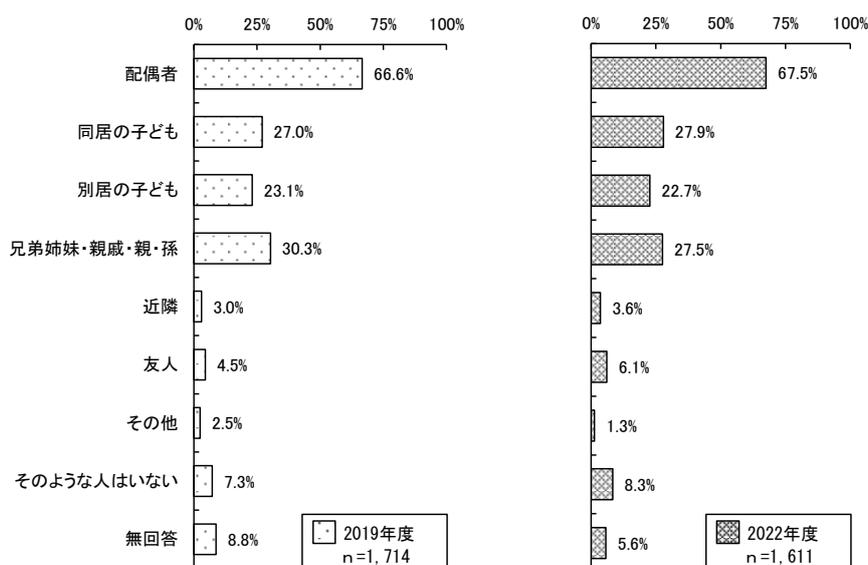
○看病や世話をしてあげる人は、「配偶者」(67.5%)が最も高く、次いで「同居の子ども」(27.9%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(27.5%)、「別居の子ども」(22.7%)となっています。

○前回調査と比較すると、病気で数日間寝込んだときに看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が1.7ポイント高く、看病や世話をしてあげる人では「配偶者」、「同居の子ども」がともに0.9ポイント高くなっています。

問6-(3) 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(経年比較)



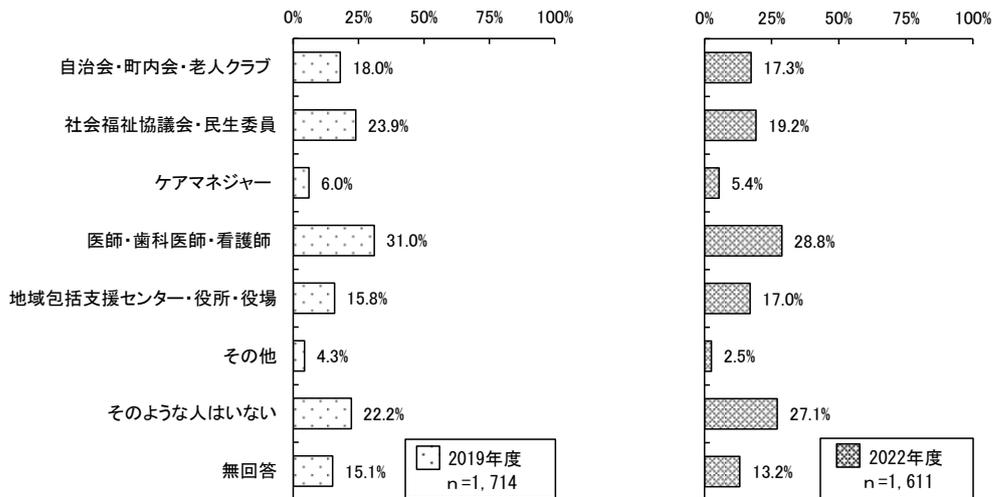
問6-(4) 看病や世話をしてあげる人(経年比較)



○家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」(28.8%)が最も高く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」(19.2%)、「自治会・町内会・老人クラブ」(17.3%)、「地域包括支援センター・役所・役場」(17.0%)となっています。一方、「そのような人はいない」は27.1%となっています。

○前回調査と比較すると、「社会福祉協議会・民生委員」は4.7ポイント、「医師・歯科医師・看護師」は2.2ポイント低く、「地域包括支援センター・役所・役場」は1.2ポイント高くなっています。また、「そのような人はいない」は4.9ポイント高くなっています。

問6-(5) 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手(経年比較)

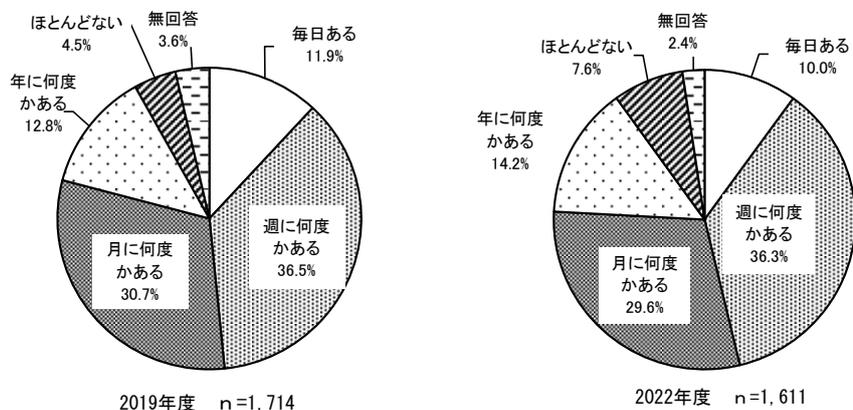


## (2) 友人・知人との交流状況

○友人・知人と会う頻度は「週に何度かある」(36.3%)が最も高く、次いで「月に何度かある」(29.6%)となっています。

○前回調査と比較すると、「毎日ある」は1.9ポイント、「月に何度かある」は1.1ポイント、「週に何度かある」は0.2ポイント低くなる一方、「ほとんどない」は3.1ポイント、「年に何度かある」は1.4ポイント高くなっています。

問6-(6) 友人・知人と会う頻度(経年比較)



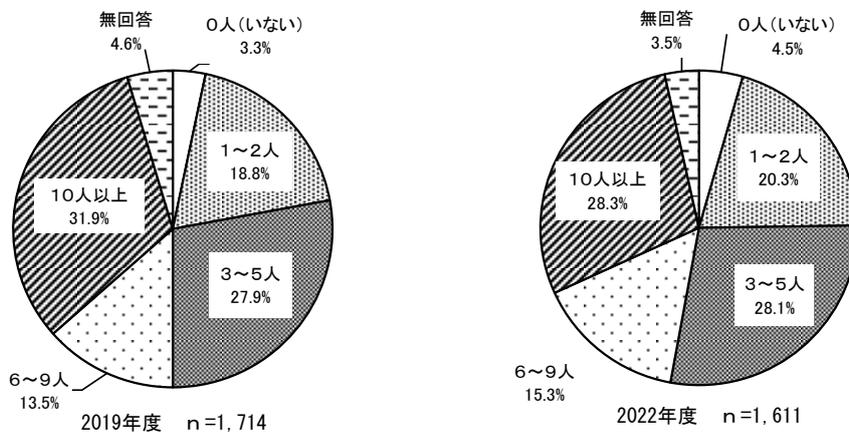
○最近1か月に会った友人・知人の人数は「10人以上」(28.3%)が最も高く、次いで「3～5人」(28.1%)となっています。

○前回調査と比較すると、「10人以上」は3.6ポイント低く、「6～9人」は1.8ポイント、「1～2人」は1.5ポイント、「3～5人」は0.2ポイント高くなっています。

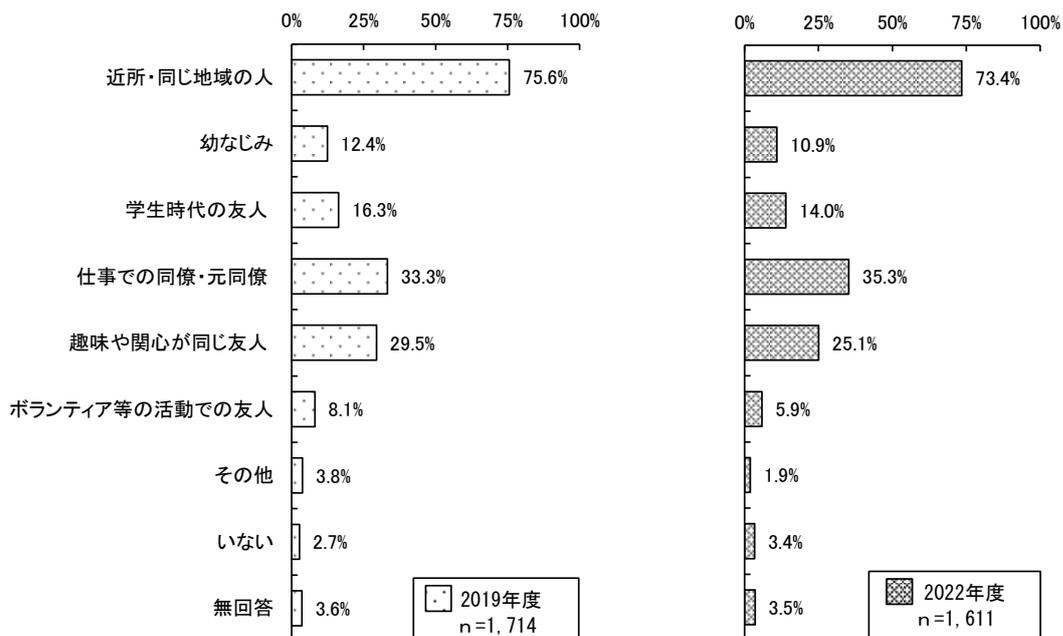
○よく会う友人・知人との関係は、「近所・同じ地域の人」(73.4%)が最も高く、次いで「仕事での同僚・元同僚」(35.3%)、「趣味や関心が同じ友人」(25.1%)となっています。

○前回調査と比較すると、「趣味や関心が同じ友人」4.4ポイント、「近所・同じ地域の人」は2.2ポイント低くなる一方、「仕事での同僚・元同僚」は2.0ポイント高くなっています。

問6-(7) 最近1か月に会った友人・知人の人数(経年比較)



問6-(8) よく会う友人・知人との関係(経年比較)



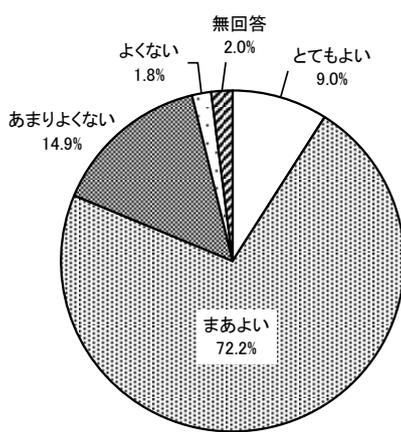
## 7. 健康について

### (1) 健康状態

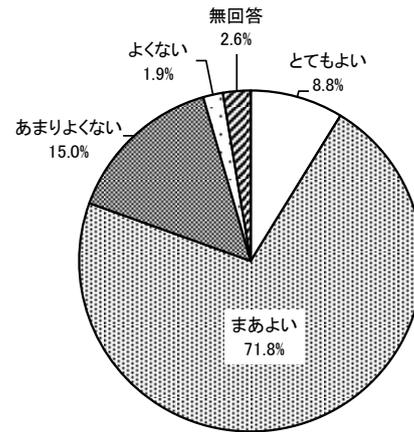
○現在の主観的健康感をみると、「まあよい」(71.8%)が最も高く、「とてもよい」(8.8%)を合わせた8割の方が健康状態がよいと感じています。

○前回調査と比較すると、健康状態がよいと感じている方は0.6ポイント低くなっています。

問7-(1) 現在の主観的健康感（経年比較）



2019年度 n=1,714

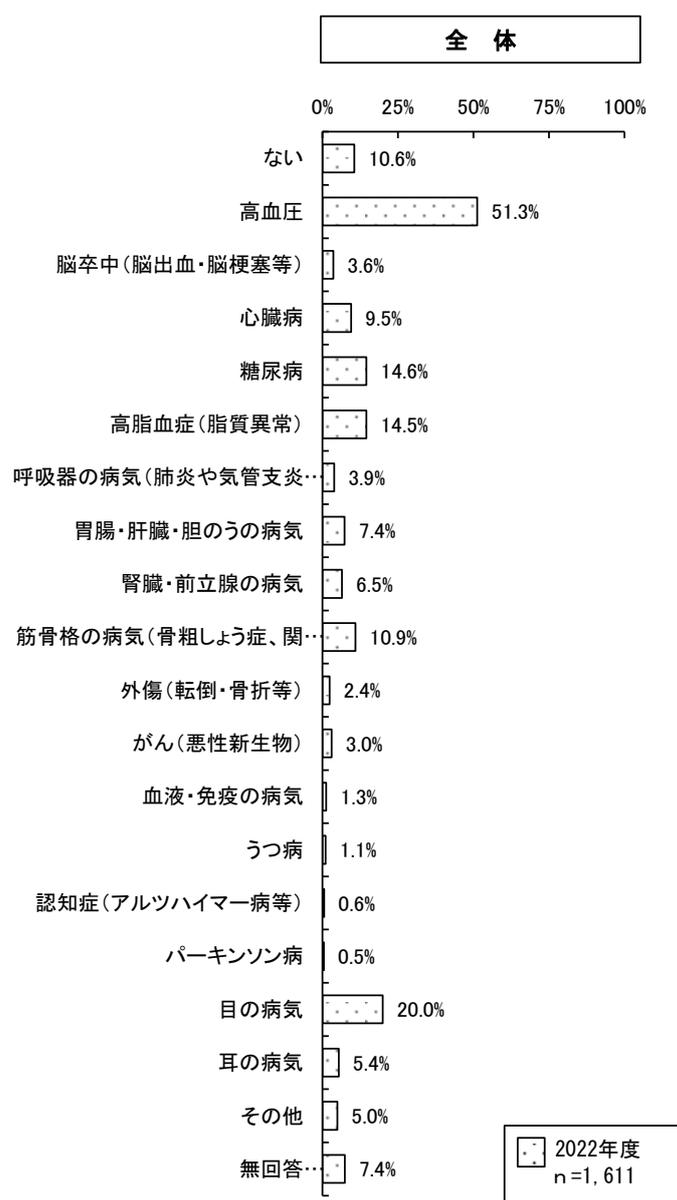


2022年度 n=1,611

## (2) 疾病の状況

○現在治療中、または後遺症のある病気をみると、全体では「高血圧」(51.3%) が最も高く、次いで「目の病気」(20.0%)、「糖尿病」(14.6%)、「高脂血症(脂質異常症)」(14.5%) となっています。また、「ない」は10.6%となっています。

問7-(7) 現在治療中、または後



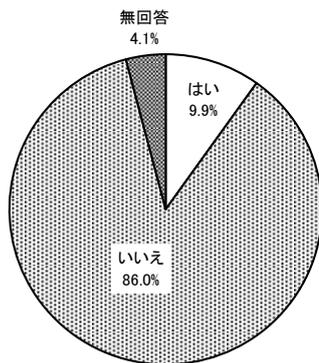
## 8. 認知症にかかる相談窓口の把握について

○認知症の症状がある、または家族が認知症の症状がある方は9.9%となっています。

○認知症に関する相談窓口を知っている方は36.3%となっています。

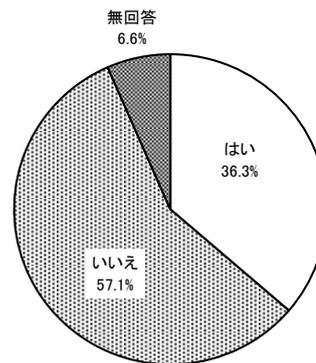
○認知症について相談する場合の相談窓口では、「病院（医師・看護師）」（52.2%）が最も高く、次いで「保健センター（保健師）」（41.4%）となっています。

問8-(1) 認知症の症状がある、  
または家族が認知症の症状がある



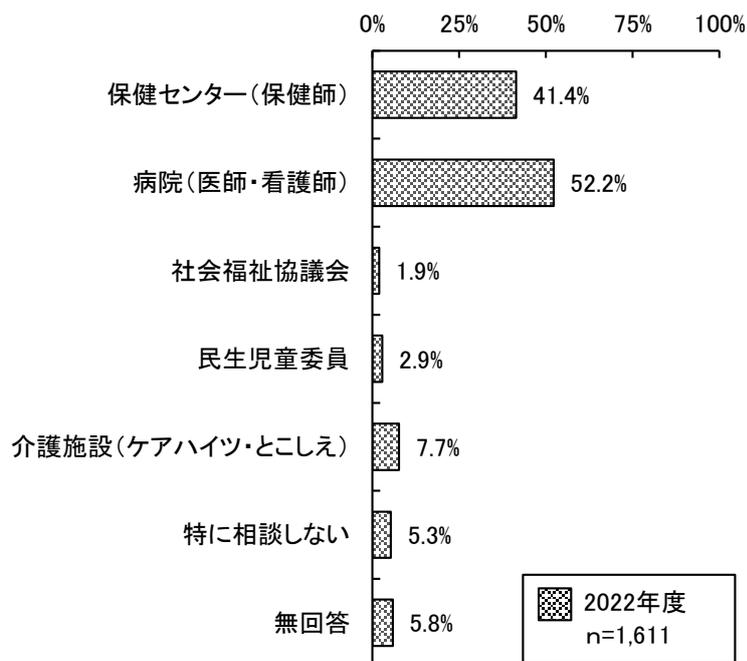
2022年度 n=1,611

問8-(2) 認知症に関する窓口を  
知っている



2022年度 n=1,611

問8-(3) 認知症について相談する場合の相談窓口

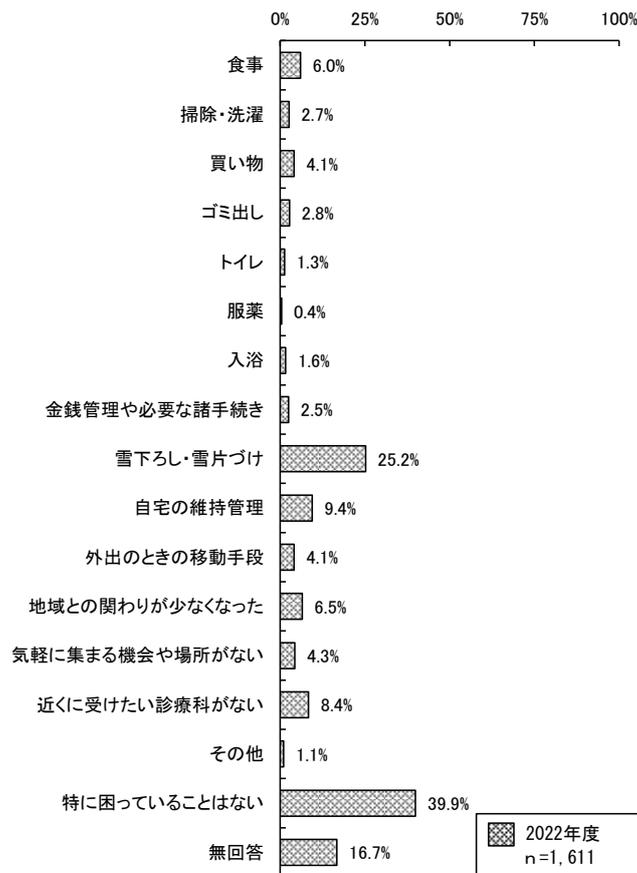


## 9. 毎日の生活で困っていること

○生活をする上で困っていることをみると、「雪下ろし・雪片づけ」(25.2%)が最も高く、次いで「自宅の維持管理」(9.4%)、「近くに受けたい診療科がない」(8.4%)となっています。一方、「特に困っていることはない」は39.9%となっています。(「無回答」を除く)

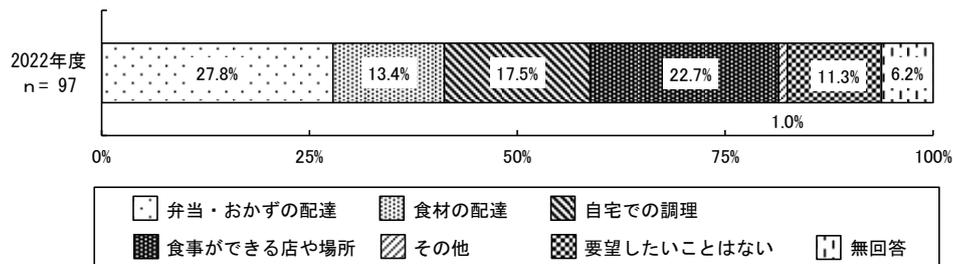
○「食事」で困っている方が要望する支援について、「弁当・おかずの配達」(27.8%)が最も高く、次いで「食事ができる店や場所」(22.7%)、「自宅での調理」(17.5%)となっています。

問9-(1) 生活をする上で困っていること



問9-(1).① 食事について要望したいこと

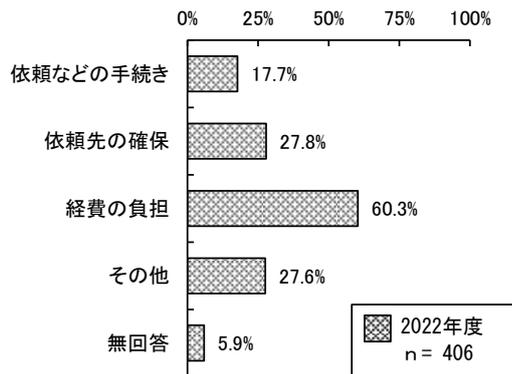
【問9-(1)において「食事」に回答の方】



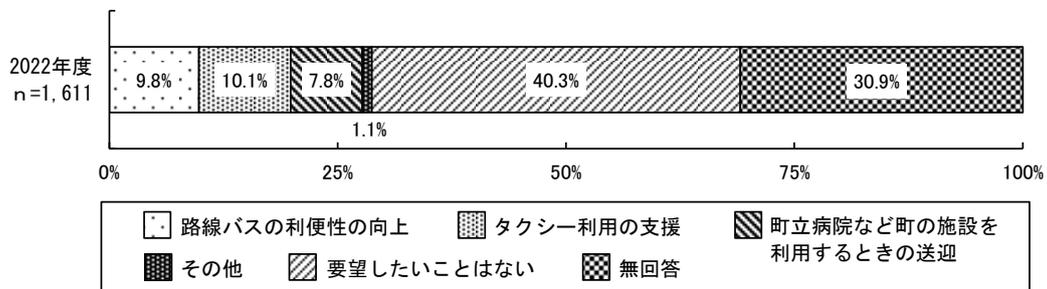
○雪下ろし・雪片づけについて要望する支援は、「経費の負担」(60.3%)が最も高く、次いで「依頼先の確保」(27.8%)となっています。

○移動手段について要望したいことは、「タクシー利用の支援」(10.1%)、「路線バスの利便性の向上」(9.8%)、「町立病院など町の施設を利用するときの送迎」(7.8%)、となっています。一方、「要望したいことはない」は40.3%となっています。

**問9-(1).② 雪下ろし・雪片づけで困っていること**  
**【 問9-(1)において「雪下ろし・雪片づけ」に回答の方 】**



**問9-(2) 移動手段について要望したいこと**



## 第5節 高齢者等の現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等からみえる本町の高齢者等の現状と課題。

|  |
|--|
| 家族や介助者の状況  |
| ひとり暮らしや夫婦ふたり暮らしが高齢者のいる世帯の約8割を占め、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の割合も高いことや家族へ介護負担がかかっていることも伺えることから、介護者に対する支援が求められます。今後、災害時等緊急時の声かけなどの支援、更なる地域のつながりや見守り活動などの支え合いの体制づくりが課題です。                                       |
| 健康状態   |
| 治療中や後遺症のある病気は高血圧が最も高く、5割を超えています。生活習慣を見直し改善することは、病気や介護状態の重症化を予防することにつながります。そのため、町民が生涯を通して、健やかで豊かに過ごすことができるよう、健康づくり活動の環境を整備し、町民の健康づくりを支援する必要があります。   |
| 地域活動や生きがい  |
| 趣味や生きがいをもち、地域活動へ参加されている方は多い一方、3割の方が参加したくないと回答し、気分が沈んでいると感じる高齢者は約4割となっています。また、運営側としての地域活動への参加意向としては、約半数が参加したくないと回答していることから、通いの場への参加意識の向上や関心が低い層をどのように取り込んでいくかが課題です。                                 |
| 看病や世話をしてくれる人や相談相手  |
| 高齢化が進む中、老老介護世帯も増加が見込まれることから、介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減や生活を支えるためのサービスや相談体制の充実を図る必要があります。日常で関わる場面が多い医療・介護関係者、民生児童委員からの情報提供をもとに、地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワーク構築の更なる強化が求められます。                                 |
| 在宅生活の継続  |
| 本町の高齢化率は上昇を続けており、高齢者のいる世帯のうち約2割はひとり暮らし世帯となっています。今後、在宅での生活を続けられるように多様な福祉サービスや介護サービスの整備、健康づくりのための取組が求められます。また、地域包括ケアシステムの推進と利用者が現状にあった適切なサービスを受けられるよう、自助、互助、公助の連携と提供体制を整えるとともに家族の負担軽減の充実に努める必要があります。 |

## 第6節 第8期計画の取組状況と課題

第8期計画の取組状況は下記のとおりです。

|  |
|--|
| <b>1. 介護サービス及び提供体制の充実</b>  |
| 要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう介護サービス事業者との連携を強化し、安心して介護サービスを受けられるように体制基盤の充実を図りました。また、ケアプラン点検を実施し、介護給付等の適正化への取組も強化しています。今後さらなる高齢化の進行に伴い、給付サービスの増加が見込まれることから、自立支援に向けてのサービス提供と介護給付適正化事業の充実を図るとともに、地域間の格差の解消や待機者の解消に向けての取組が課題です。            |
| <b>2. 生涯にわたる健康づくりの推進</b>   |
| 健康寿命の延伸と介護を必要としない体づくりの意識啓発に向けての各種教室の開催については、新型コロナウイルス感染拡大を受け、一部活動が制限されましたが、今後は活動を再開する予定となっています。本町の健診受診率は高く、健康への意識が高いことが伺えます。また、各種取組の成果として若い年代の認定者の増加は緩やかな状況ですが、各種教室等の受講率の向上と健康づくりへの意識の継続が課題です。   |
| <b>3. 地域包括ケアシステムの推進</b>  |
| 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、高齢者を地域全体で支えるための各種取り組みを行いました。認知症は誰もがなり得る病気としての理解が浸透しつつありますが、認知症の人や家族の居場所づくりと交流の機会として認知症カフェの充実を図るとともに、認知症の理解を深めるための啓発が必要です。地域包括ケアシステムの充実に向け、地域ケア会議などを推進するために、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに関係機関との連携強化が課題です。 |
| <b>4. 高齢者の社会参加、生きがいづくりの推進</b>  |
| 高齢化が進む中、老老介護世帯も増加が見込まれることから、介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減や生活を支えるためのサービスや相談体制の充実を図る必要があります。日常で関わる場面が多い医療・介護関係者、民生児童委員からの情報提供をもとに、地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワーク構築の更なる強化が求められます。   |
| <b>5. 安心して暮らせる環境の整備</b>  |
| 高齢者や高齢者世帯への訪問や見守り支援事業を行いました。要介護状態になっても在宅で暮らし続けられるよう、生活状況に応じた支援の推進を図ることや、安全に暮らすことができるよう、平時からの災害への備えの充実とともに、感染症発生時にも、介護サービスが必要な高齢者が継続してサービスを受けられるよう、介護施設等における感染症対策への備えの充実が課題です。  |

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念と基本目標

少子高齢化の急速な進展とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯はますます増加し、将来に不安を抱く高齢者は少なくありません。

様々な不安や課題が顕在化する中、住み慣れた地域で高齢者とその家族が元気に安心して生活できるよう、本計画では、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図り、地域に関わる多くの人たちが相互につながることで、種々の課題の解決を目指します。

これまでの西川町保健医療福祉計画との継続性を踏まえ、今後さらに少子高齢化の進展が予想される令和22（2040）年度を見据えつつ、次のとおり基本理念を設定します。

#### 【基本理念】

共に健やかに 共にいきいきと 共にいつまでも  
はつらつ80代をめざして

上記の基本理念を具体的に実現していくために、以下の5つの基本目標を定め、具体的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標1 介護サービス及び提供体制の充実

今後の高齢社会に対応した介護保険サービスの充実と在宅サービス並びに施設サービスの質の向上をめざします。地域包括支援センターにおけるケアマネジメント体制の確立や介護給付の適正化を進め、広報・相談業務の体制を充実していきます。また、昨今問題となっている介護人材の確保及び資質の向上にも関係機関と共に取り組めます。

#### 基本目標2 生涯にわたる健康づくりの推進

健康寿命の延伸「はつらつ80代」の実現をめざした健康づくりを推進していきます。栄養バランスのとれた食生活の推進、健康運動の普及活動、心と体のゆとり生活推進、健診受診の推進、事後指導体制の強化を図り、元気な高齢期を過ごせるよう支援しながら、一人ひとりの健康に対する意識を高めていきます。

事業の推進にあたっては、「第7次西川町総合計画」を基に各種事業を展開していきます。

また、介護予防の推進にあたっては、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を図ります。

### 基本目標3 地域包括ケアシステムの推進

---

---

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらない、多様なサービスを受けられる「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

そのためには、関係機関や各種専門職との緊密な連携はもとより、ボランティアをはじめとする地域住民の協働体制による見守りや日常生活の支援体制を整備することが重要です。

地域包括支援センターの充実、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、権利擁護支援の促進、生活支援体制の整備に取り組んでいきます。

地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担う事が期待されているため、庁内関係部署や関係機関との連携の強化を図ります。

### 基本目標4 高齢者の生きがいがづくり、社会参加の推進

---

---

心の健康増進、地域や社会への関心や参加意欲がいきいきとした高齢者を生み出します。地域とのつながりを持ちながら、人との交流を深めることが、心身ともに健康で安心した生涯が送れるものと考えます。地域活動や老人クラブ活動の推進、さらには就労の場を提供することにより、生きがいがづくりを支援します。

### 基本目標5 安心して暮らせるまちづくり

---

---

介護サービスと併せ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、在宅生活を支える各種福祉サービスを提供していきます。

また、居住の安定や感染症対策、安全に生活するための環境整備として、防犯・防災対策や消費者対策、交通安全対策等を進め、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

共に健やかに 共にいきいきと 共にいつまでも  
はつらつ80代をめざして

<基本目標>

1. 介護サービス  
及び提供体制  
の充実

2. 生涯にわたる  
健康づくりの  
推進

3. 地域包括ケア  
システムの  
推進

4. 高齢者の  
生きがい  
づくり、  
社会参加の推進

5. 安心して  
暮らせる  
まちづくり

<施策>

- (1) 介護サービスの基盤整備
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 広報・相談の強化
- (4) 介護人材の確保及び資質の向上
- (5) 業務の効率化

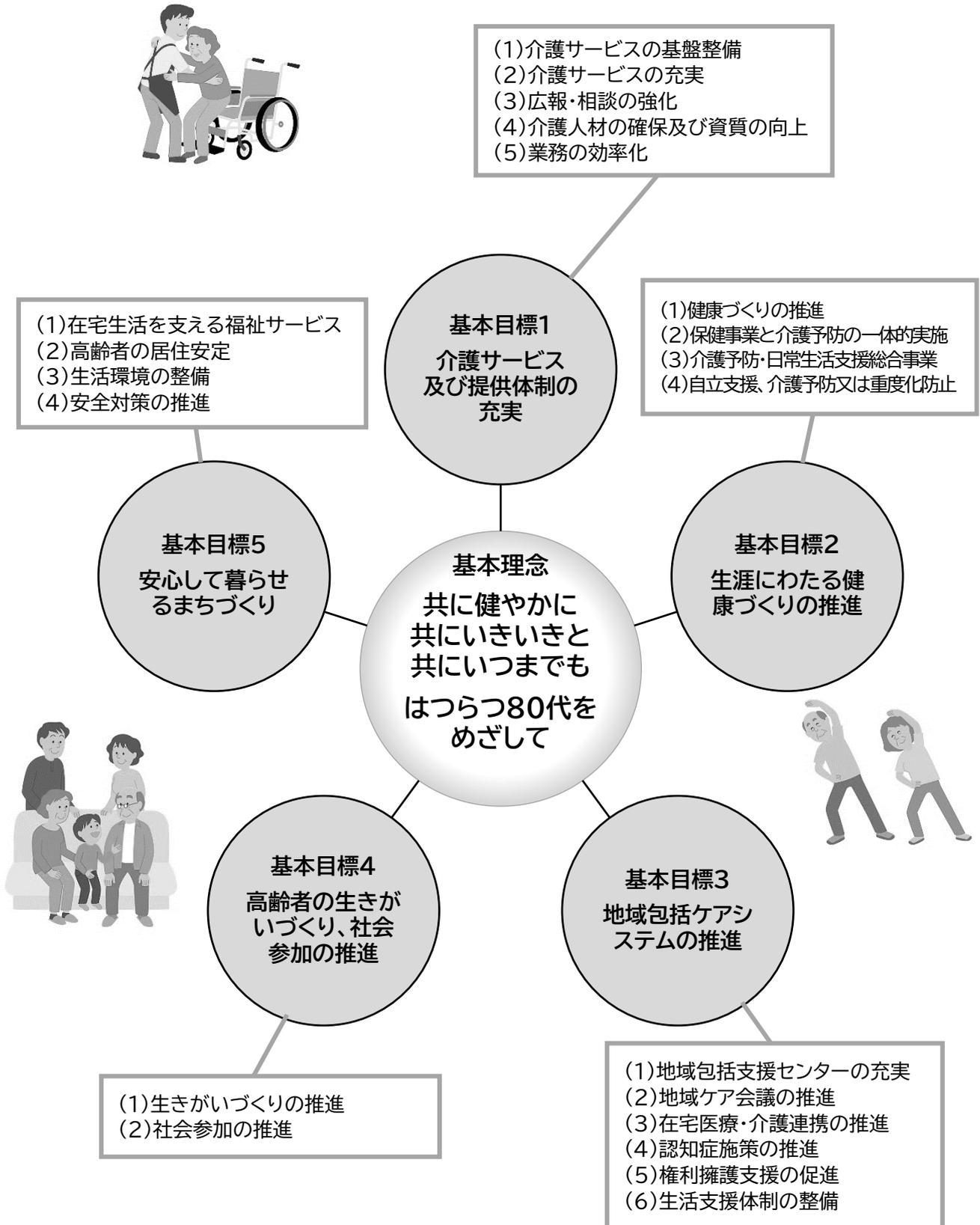
- (1) 健康づくりの推進
- (2) 保健事業と介護予防の一体的実施
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 自立支援、介護予防又は重度化の防止

- (1) 地域包括支援センターの充実
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 権利擁護支援の促進
- (6) 生活支援体制の整備

- (1) 生きがいづくりの推進
- (2) 社会参加の推進

- (1) 在宅生活を支える福祉サービス
- (2) 高齢者の居住安定
- (3) 生活環境の整備
- (4) 安全対策の推進

## 施策の体系イメージ



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 介護サービス及び提供体制の充実

#### (1) 介護サービスの基盤整備

町には、ケアハイツ西川・とこしえ西川の2つの介護事業所が開設されています。施設待機者の動向や認定者のニーズを踏まえ、サービスの提供を図っています。

さらに、介護予防や高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域包括支援センターを設置し高齢者や家族に対する総合的な相談、支援を行っています。

今後も地域における介護サービスの実情を踏まえつつ、必要な介護サービスの基盤の整備を図っていきます。

#### ① 予防給付

##### a 予防給付の認定・介護予防プランの策定

- ・介護認定審査会で要支援認定を受けた利用申込者を対象に介護予防プラン策定、継続的な評価を地域包括支援センターで行います。
- ・介護予防は「自分でできることは、できる限り自分の力です」「目標を設定し評価しながら利用する」「どういう生活をしたいか一人ひとりの生活・人生・自己実現を支援する」という視点でサービスの提供を図ります。
- ・今後、加齢する家族等の状況も踏まえながらサービスの見直しを行い、より良いサービスの提案に努めます。

##### b 介護予防福祉用具貸与・購入

- ・福祉用具貸与や購入により介護予防を支援していきます。貸与については、使用期間を限定し定期的に必要な見直しを図ります。

##### c その他のサービス

- ・介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリなどのサービスの提供を図ります。

#### ② 介護給付

##### a 在宅サービス（訪問系、通所系、短期入所系）

- ・訪問系サービス（訪問介護・訪問入浴など）については、ホームヘルパー派遣をニーズに応じた時間帯に設定するなどの配慮を行うとともに、見守りサービス（巡回型・滞在型）を行えるように事業所と連携していきます。
- ・通所系サービス（デイサービス）については、個別の状態に合わせた機能の維持改善を図るためのメニューの設定を事業所とともに検討していきます。

- ・短期入所サービスについては、必要に応じて利用できるような緊急時対応体制を確保し同じ人だけ利用するのではなく、公平な利用形態の設定を行えるよう協議していきます。

#### **b 福祉用具貸与・購入及び住宅改修**

- ・福祉用具貸与・購入及び住宅改修により、在宅サービス受給者ができるだけ住み慣れた地域で自立して生活を送れるよう支援していきます。

#### **c 施設サービス**

- ・介護施設については、本計画期間内においては、特別養護老人ホームの待機者数を考慮し、現在あるケアハイツ西川（100床）を維持することとし、計画期間内の待機者の動向や認定者のニーズを踏まえ、サービスの提供を図ります。

#### **d 地域密着型サービス**

- ・平成28年度に通所、訪問、宿泊などを利用者の状態や希望に応じて利用することができる小規模多機能型居宅介護（29名定員）を建設し、様々なサービスの提供を行っています。
- ・今後も利用者の状態や希望に応じたサービスの提供に努めます。

## **(2) 介護サービスの充実**

### **① 要介護認定**

介護保険制度における要介護認定は、介護保険認定申請を受けて、介護が必要な状態にあるかどうかを介護認定審査会において一定の基準により、審査、判定し、保険者である市町村が認定するもので、制度の根幹を成す重要な業務となっています。町では、寒河江市西村山郡の1市4町による介護認定審査会を共同設置し、公平で統性のとれた審査を行っています。

認定調査にあたっては、町の認定調査員をはじめ居宅介護支援事業者等に委託し、認定調査基準に従って実施しています。認定結果の統一性を確保するため、適時、認定調査員研修会等の実施を図っていきます。

### **② ケアマネジメント体制**

要介護(要支援)認定者は、人口減少に伴い減っていく見込です。介護保険制度の円滑な運営を確保し、利用者の生活の実態を的確に把握したうえで、その人らしい生活を維持するために継続的に支援する必要があります。質の高い介護サービスを提供していくために、ケアマネジャーや介護サービス業等を対象とした研修会や困難ケースへの後方支援を実施し、資質の向上を図っていきます。

また、地域包括支援センターを拠点とし、利用者、民生児童委員、医療機関、サービス事業者関係団体等のネットワークの連携を図っていきます。

### ③介護給付費適正化

介護保険制度の施行以来、介護保険給付費は増加を続け、介護保険料や介護保険財政に大きく影響を与えています。

介護給付を必要とする受給者が適切に認定されているか、受給者が必要とするサービスを事業者が適切に提供するように促す必要があります。

介護給付適正化事業を実施し、介護給付費の削減や介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

#### a 要介護認定の適正化

認定調査の内容について事後点検を行い、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。また、厚生労働省作成の業務分析データ等を活用して当町の認定の特徴や課題を把握し、調査員や介護支援専門員に周知すること等により、認定の公平性の確保に努めます。

| 評価指標                   | R 6 | R 7 | R 8 |
|------------------------|-----|-----|-----|
| 認定調査の事後点検の実施           | 全件  | 全件  | 全件  |
| 業務分析データの活用等による特徴と課題の把握 | 年1回 | 年1回 | 年1回 |

#### b ケアプラン点検

受給者にとって適切なサービスを確保し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの実現を図ります。

| 評価指標             | R 6 | R 7 | R 8 |
|------------------|-----|-----|-----|
| 訪問調査等による点検の実施    | 20件 | 20件 | 20件 |
| 地域ケア会議を活用した点検の実施 | 10件 | 10件 | 10件 |

#### c 住宅改修等の点検

利用者にあった適正な給付がなされているか点検し、適正化を図ります。

住宅改修では、改修の事前書類点検を行い、施工後利用者の状態にあった改修がされているか訪問調査を行います。

福祉用具購入・貸与では提出書類等の点検を行い、地域ケア会議等で適正に利用されているか、また、利用者の状態にあっているか確認を行います。

| 評価指標（住宅改修）      | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 提出書類等の書面による点検   | 全件  | 全件  | 全件  |
| 施行後の訪問調査        | 全件  | 全件  | 全件  |
| 評価指標（福祉用具購入・貸与） | R 6 | R 7 | R 8 |
| 提出書類等の書面による点検   | 全件  | 全件  | 全件  |
| 地域ケア会議等での点検     | 年2件 | 年2件 | 年2件 |

#### d 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会から提供される給付適正化情報を受け、不適正な給付がないか点検を行い、誤請求・重複請求等が発見された場合は、すみやかに確認及び過誤修正を実施します。

### (3) 広報・相談の強化

#### ① 広報の強化

介護保険の仕組みやサービスの内容、高齢者を支援する事業などについては、わかりやすく伝えていく必要があります。

周知のための手段として、広報紙やパンフレットの配布、各家庭に配布されているタブレット端末「つながるくん」を活用することによって情報を提供していきます。情報が届きにくいひとり暮らし高齢者等については、地域包括支援センターを中核として、民生児童委員と地域が連携し、必要な情報を届ける体制づくりを進めます。

#### ② 総合相談窓口の連携強化

地域の身近な相談窓口として活動している民生児童委員や福祉推進員、高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターや関係機関と協力・連携を図ります。

ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や生活の実態、家庭環境、必要な支援等についての実態把握と相談を受け、保健・医療・福祉のサービス機関へつなげます。

#### 総合相談事業見込量

|            | R 6  | R 7  | R 8  |
|------------|------|------|------|
| 延相談件数（件／年） | 700件 | 700件 | 700件 |

#### ③ 重層的支援体制の整備

地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援を一体として実施し、本人・世帯の状況にかかわらず受け止める、「断らない相談支援」の実施となるよう努めていきます。

#### (4) 介護人材の確保及び資質の向上

介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備や介護離職防止の観点から関係機関と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等を図っていきます。

拡大、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、関係機関と連携を図り、学生等が、介護等の施設や事業所への就労促進や離職した介護人材の呼び戻し等、介護アシスタント就労支援事業による養成研修等の周知を図り、多様な人材の確保・育成に取り組むとともに、介護のお仕事プロモーション事業の普及啓発等を行い、介護分野の魅力・やりがいをPRするとともに、介護職のイメージの向上や職場環境改善・有資格者の着実な養成研修等の周知に努めます。

介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取組について、県とともに市町村も一体となって介護現場革新に取り組んでいきます。

#### (5) 業務の効率化

業務の効率化の観点から、県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組んでいきます。

### (1) 健康づくりの推進

健康づくりについては、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間(健康寿命)を延ばすため、健康づくりを総合的に推進しており、今後も取組を強化します。

町民の健康意識を高めるため、生活習慣病による具体的なQOLの低下について健康教室や広報での周知など、日頃からの健康づくり意識の醸成を図ります。また、地域に根ざした町民主体での健康づくり活動の支援や意識啓発を行っていきます。

#### ①健康教育の推進

慢性疾患の発症及び重症化予防のため、医師、保健師、管理栄養士などの指導による骨粗しょう症予防、脳血管疾患、悪性新生物予防の健康教室を継続して実施します。

#### ②健康相談の実施

40歳以上の住民を対象に、保健師や管理栄養士が心身の健康に関する相談に応じる「健診結果説明会」や、他職種と連携した健康教育実施など必要な指導・助言を行います。

#### ③食と健康の推進

関係部署と協力連携し、食育の推進と生活習慣病の予防を図ります。また、地域の健康づくり活動を推進する食生活改善推進員養成などにも引き続き取り組みます。

本町で実施している特定健康診査、各種がん検診の受診を勧奨し、疾病予防と早期発見・早期治療に結び付けるための取組を継続して実施します。

### (2) 保健事業と介護予防の一体的実施

介護予防とは、「介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活が送れるようにする」取組です。

「自分は元気だから今のところ必要ない」と考えずに、若いうち、元気なうちから健診を受診し、生活習慣病対策を進めることが重要です。

#### ①特定健康診査の受診勧奨

40歳以上の住民を対象に、生活習慣病予防のため、特定健康診査（基本健康診査）受診勧奨をしていきます。

#### ②各種がん検診の受診勧奨

各部位ごとのがんの早期発見・治療による一次予防を推進するため、胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺などのがん検診を継続して実施します。また、がん検診について広報による周知・啓発を行い、未受診者への定期的な受診意識の向上を図り受診勧奨に取り組みます。

また、要精密検査者には、医療機関への受診勧奨、訪問指導による健診事後指導を継続

して実施します

### ③特定保健指導の実施

特定健康診査により内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備軍と判定された方を対象に、それを改善するため特定保健指導による動機付け支援や積極的支援などを実施します。

### ④保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護・医療・健診情報等の活用を含め保健事業と介護予防事業が一体的に行われるよう検討していきます。

運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業とフレイル予防（介護予防）を一体的に実施し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることで、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

## (3) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防により、「元気高齢者」が増加することで、健康寿命の延伸につながり、また、要支援の状態から、将来要介護状態に至る流れをゆるやかにしていく重度化防止の取組が必要です。

介護予防については、平成 27 年度の介護保険制度の改正により、平成 28 年度から、これまでの要支援者に対するサービスを加えた介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」として実施しています。

### ①介護予防・生活支援サービス事業

#### a 訪問型サービス

要支援者等に対して、入浴、排泄、食事等の身体介護や生活ニーズに対応した、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。また、通所の事業への参加が困難な方に、保健師が居宅を訪問し必要な相談・指導等を行います。

その他の住民主体による支援等については、他の事業とあわせて今後検討していきます。

#### 訪問型サービス見込量（利用人数）

| 事業名        | R 6 | R 7 | R 8 |
|------------|-----|-----|-----|
| 訪問介護相当サービス | 20人 | 20人 | 20人 |

## b 通所型サービス

要支援者等に対して、従来型の通所介護サービスや運動機能向上・生活向上事業に加え、地域の集いの場など日常生活上の支援を含めたサービスを検討しすすめます。

### 通所型サービス見込量

| 事業名                 | R 6 | R 7 | R 8 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| 通所介護相当サービス          | 40人 | 40人 | 40人 |
| 通所型サービスA（パワーリハビリ教室） | 15人 | 15人 | 15人 |
| 通所型サービスA（シニア筋トレ教室）  | 10人 | 10人 | 10人 |
| 通所型サービスB（住民主体）      | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 通所型サービスC（元気アップ教室）   | 45人 | 45人 | 45人 |

## c 生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者への見守りを行います。

## d 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対して、状態等にあった適切なサービスの提供を行い、要介護状態になることを予防し、地域において自立した生活を送ることができるようにケアマネジメントを行い、介護予防や総合事業サービス等の種類及び内容、担当者を定め計画書を作成します。

## ②一般介護予防事業

### a 介護予防把握事業

基本チェックリストや地域で収集した情報から支援が必要な者を把握して、介護予防活動につなげます。

### b 介護予防普及啓発事業

介護予防普及パンフレットの配布、各種介護予防教室を通じて、介護予防の普及啓発を行います。

### 介護予防普及啓発事業見込量

| 事業名        | R 6 | R 7 | R 8 |
|------------|-----|-----|-----|
| ぴんしゃん広場    | 12回 | 12回 | 12回 |
| はつらつ元気教室   | 12回 | 12回 | 12回 |
| ではってにこやか教室 | 12回 | 12回 | 12回 |
| ほがらか教室     | 54回 | 54回 | 54回 |
| 西部ほがらか教室   | 24回 | 24回 | 24回 |
| 大井沢ほがらか教室  | 24回 | 24回 | 24回 |

### c 地域介護予防活動支援事業

地域で自主的な介護予防活動の育成・支援事業（介護予防教室）や町内の施設、温泉施設等を活用した住民主体の介護予防教室や通いの場の開催への効果的・効率的な支援を行っていきます。

また、この支援にあたっては、町内で活動している生涯学習やスポーツのサークルなどとも連携し、各地域で楽しい集いの場を創出するとともに、ボランティア等の人材育成のための研修や新たな組織の育成等も支援していきます。

#### 地区介護予防教室見込量

|            | R 6  | R 7  | R 8  |
|------------|------|------|------|
| 延実施回数（回／年） | 100回 | 100回 | 100回 |

#### 住民主体の通いの場

|      | R 6 | R 7 | R 8 |
|------|-----|-----|-----|
| 実施地区 | 4か所 | 5か所 | 6か所 |

### d 一般介護予防事業評価事業

介護保険計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業を含め、総合事業全体の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

### e 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防事業の取り組みを強化するため、地区介護予防教室等や地域ケア会議、訪問や住民運営の通いの場等へのリハビリ専門職による助言や訪問等を実施します。

#### 介護予防教室等専門職指導

|               | R 6 | R 7 | R 8 |
|---------------|-----|-----|-----|
| 地区介護予防教室（回/年） | 3回  | 3回  | 3回  |
| 住民通いの場（回/年）   | 2回  | 2回  | 2回  |

## (4) 自立支援、介護予防又は重度化の防止

介護保険制度の持続可能性を維持し、保険者機能を強化するため、平成 29 年度の法改正により、保険者が地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

こうした保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図ります。

## 基本目標3 地域包括ケアシステムの推進

---

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらない、多様なサービスを受けられる「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

本町では町直営で地域包括支援センターを運営しており、町内の各福祉施設や居宅介護支援事業所、各介護サービス事業所との情報交換や適切な指導を通し、介護サービスの質の向上に努めています。

地域包括支援センターが連携の中核となり、高齢者のニーズと地域性に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの推進を図ります。

### (1) 地域包括支援センターの充実

介護保険法に定められた、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員3職種の継続的な人員確保に努め、住民の安心の確保のため地域包括支援センターの体制の確保と強化を図ります。「地域包括支援センター運営協議会」、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの整備、円滑な運営、関係機関とのネットワーク構築等の役割を十分に果たせるよう機能充実に取り組みます。

#### ① ニーズの把握・相談体制の充実

生活支援コーディネーターや民生児童委員等による、地域での見守り活動において把握したニーズを適切にサービスに結び付けるための情報連携体制を構築します。

#### ② 総合相談支援事業・継続的ケアマネジメント事業

主治医、介護支援専門員などの多職種協働や地域の関係機関との連携を通じ、ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域の介護支援専門員等に対する個別相談窓口やケアプラン作成技術の指導等を行います。また、日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困難事例への指導・助言などを行います。

### (2) 地域ケア会議の推進

保健医療福祉サービスエリアの関係機関等の連携対応を基盤に、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉等の専門職種、住民自身や地域の機関や団体など専門職種以外の担い手を含めた多職種による「地域ケア会議」を開催し、住み慣れた地域での生活を支援していきます。また、個別ケースの検討で共有された地域課題について検討する場として、「地域ケア推進会議」を開催し、地域づくりや地域包括システムの構築を進めるとともに、関係者や機関等の連携とネットワークによる地域包括ケアシステムの基盤を確立し関係者のスキルの向上を図っていきます。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

介護と医療を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所などの関係者の連携を推進することを目的に、平成27年12月に寒河江市西村山郡訪問看護事業団に委託し、西村山郡在宅医療・介護連携支援室「たんぼぼ」を設置し、広域的な連携体制づくりを進めています。

在宅医療・介護連携推進協議会や企画調整会議による課題の抽出や対応策の検討、平成29年度からは作業部会を設置し、多職種連携のための課題解決策や情報共有の研修会等を計画的に開催し、情報共有ツールやルール作り、資質向上のための事業や相談支援、在宅医療・介護についての情報や公開講演会等について町民への周知・啓発を行っていきます。

### (4) 認知症施策の推進

高齢化に伴い認知症高齢者の増加が見込まれ、特に後期高齢者においては認知症のリスクが高くなっていることから、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護機関及び生活支援を行うサービス機関や地域との連携を図ります。

認知症と疑われる症状が発生した場合、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの配布やホームページ等を活用して普及を推進していきます。

認知症支援推進員により、認知症を初期の段階で把握すると共に、早期診断や治療、サービス利用など適切な初期支援のために、認知症初期支援チームの資質の向上と機能強化を図るとともに、広報等により町民への周知を図っていきます。

また、町民誰もが認知症を理解し、地域においても認知症の人や家族を見守ることができる社会を目指し、広く町民を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症カフェを毎月2事業所で開催していきます。

#### ■認知症総合支援事業

| 事業名            | 設置・開始年度  | 内容          |
|----------------|----------|-------------|
| 認知症初期集中支援チーム設置 | 平成28年8月  | 年4回会議       |
| 認知症地域支援推進員配置   | 平成28年    | 研修受講1名      |
| 認知症カフェ         | 平成28年12月 | 月1回開催（2事業所） |

| 事業名            | R6   | R7   | R8   |
|----------------|------|------|------|
| 認知症サポーター養成（新規） | 100人 | 100人 | 100人 |

## **(5) 権利擁護支援の促進**

認知症や障がい等によって、日常生活に必要な福祉サービスをはじめとする、様々な契約について判断することや、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難な方に対し、成年後見制度という権利擁護の支援を図り、高齢者虐待防止を進めます。

### **① 高齢者虐待防止策の整備充実**

町、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関、警察等を構成員とする高齢者虐待防止ネットワークを通して、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や擁護者に対する適切な支援を行っていきます。

### **② 日常生活自立支援事業の普及・活用の促進**

地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携を強化し、日常生活自立支援事業の普及・活用を促進します。

### **③ 成年後見制度の普及・活用の促進**

認知症高齢者や、高齢者一人暮らし世帯が増加していることから、今後、高齢者の権利擁護のための民法における成年後見等の制度が果たす役割が大きくなると思われます。地域包括支援センター等の相談窓口の充実により、成年後見制度のより一層の普及と、必要な高齢者には成年後見人制度利用支援事業の活用を促進します。

## **(6) 生活支援体制の整備**

高齢化の進展とともに、単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯などが増加しており、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための、見守り・安否確認・ゴミ出しといった日常的な生活支援のニーズ増加が見込まれます。

これらのニーズを満たすため、平成 28 年 8 月から生活支援協議体を設置し、社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターの配置を行っています。

協議体及びコーディネーターそれぞれの機能を強化し、地域における社会資源の把握及び活用を推進するとともに、町内の担い手の育成・発掘をはじめ地域資源の開発やそのネットワークの構築、体制整備を関係機関や民間企業、地域住民等も含めて行っていきます。

## 基本目標4 高齢者の生きがいづくり、社会参加の推進

---

高齢者が、生きがいをもって過ごすことができることは、心の健康を保持する上でも、とても重要なことです。

高齢者が多年にわたり培われた豊富な知識と経験を、子どもたちや若い世代の人たちに伝えるため、積極的に地域社会を促すことが重要です。

世代を超え、多くの人たちと共に健やかに、共にいきいきと、共にいつまでも交流していける、ふれあいのある町づくりを目指していきます。

### (1) 生きがいづくりの推進

高齢化が進む中、多くの高齢者が生きがいをもって過ごすことができるよう、多様化するニーズに対応した取組を推進します。

#### ① 高齢者同士の交流の推進

高齢化がますます進み、一人暮らしまたは夫婦だけの高齢者世帯や、日中一人きりの高齢者が増えています。閉じこもりがちな人等を住民同士がささえあう地域福祉を活発にするために地区介護予防教室（ミニデイサービス）の支援を行っていきます。

特に、地区介護予防教室の開催頻度が低い、又は開催できていない地区への支援を強化します。

#### ② スポーツ活動の推進

世代を超えた交流を促す新しいスポーツ「ゆるスポーツ等」を実施し、1人1趣味1スポーツの取組みによる高齢者の健康づくりと生きがいづくりを推進します。

#### ③ 生涯学習の推進

社会環境の変化への対応や高齢者の生きがいづくりに向けた学習の機会づくりを行っていきます。タブレット端末「つながるくん」を利用した学習や体験等を通じ世代間・地域間交流を支援していきます。

### (2) 社会参加の推進

高齢者であっても、地域や社会への参加意識の高い方が多く、その知識や経験を活かし、地域や社会に積極的に参加できるようなまちづくりが求められています。

高齢者が、これまで過ごしてきた中で培われた経験や知識を活かすことができるよう、社会参加を促し、元気でいきいきと充実した生活を送ることができるよう、支援していきます。

#### ① シルバー人材センターによる就労の拡大

高齢者が地域活動に積極的に参加できる機会を提供するため、シルバー人材センターの運営に対して支援を行い、就業職種の充実を促すとともに関係機関と連携した就労機会の拡大に努めます。

## ②老人クラブへの支援

老人クラブに対し、介護予防や健康づくりなどの活動を通じて、高齢者活動の場の確保と内容の支援を行います。老人クラブ数・会員が減少しているため、社会福祉協議会等と連携して今後のあり方について検討していきます。

## ③ボランティアの育成・参加

地域で支え合う仕組みを充実するために、ボランティア活動に対する町民の意識啓発を進め、ボランティア人口の拡大を図るとともに、支える側としての元気な高齢者のボランティア参加を促します。

## ④世代間交流や福祉教育の推進

町内保育園の園児、小学校の児童等が地域の高齢者との交流を通じ、思いやりやいたわりのある心を育むため、世代間交流事業を展開します。

また、小・中学校の体験学習や道徳教育等を通じ、いたわり、親切、ボランティア等についての意識を高めていきます。

## ⑤生活支援体制整備の推進

生活支援コーディネーターを中心に、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネートを実施します。また、生活支援コーディネーターや関係機関で構成する生活支援協議体を設置し、活動地域間での情報共有と地域事情の把握を行い、地域における生活支援や介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

## 基本目標5 安心して暮らせるまちづくり

### (1) 在宅生活を支える福祉サービス

地域支援事業任意事業や特別給付事業を活用し、要介護者、要介護者を介護している方及び高齢者のみ世帯等に対し、在宅生活の支援のためのサービスを行っていきます。

#### ①地域支援事業任意事業

##### a シルバーファミリーサポーター派遣事業

在宅の要援護高齢者に対し、簡単な家事や見守り等を行う人材をシルバー人材センターが派遣し、在宅生活の支援を行います。元気な高齢者が要援護高齢者を支えることで、役割ややりがいを持つことによる介護予防を図っていきます。

##### シルバーファミリーサポーター派遣事業見込量

|            | R 6  | R 7  | R 8  |
|------------|------|------|------|
| 延派遣回数（回／年） | 300回 | 300回 | 300回 |

##### b 地産地消弁当配達事業

一人暮らしや高齢世帯方等に対し、バランスのとれた弁当の配食支援を活用し、安否確認や生活・健康状態の把握を行い、必要に応じ地域包括支援センター等に報告します。

前期計画期間までの「まごころ弁当配達事業」を名称変更し、第9期より「地産地消弁当事業」として展開していきます。

##### 地産地消弁当配達事業見込量

|            | R 6  | R 7  | R 8  |
|------------|------|------|------|
| 延実施回数（回／年） | 140回 | 140回 | 140回 |

##### c 成年後見制度利用支援事業

高齢者の権利を守るために成年後見制度を利用しなければならない場合に、申立に要する経費の助成を行います。

##### 成年後見制度利用支援事業見込量

|            | R 6 | R 7 | R 8 |
|------------|-----|-----|-----|
| 延実施件数（件／年） | 1件  | 1件  | 1件  |

#### d 高齢者住宅生活援助員派遣事業

高齢者住宅入居者の毎日の安否確認や相談支援を行います。

### ②特別給付事業

町においては、介護者及びサービス利用者の負担軽減を図ることを目的としてサービスを提供していきます。

#### a 見守り及び家事援助ヘルパー派遣

介護保険で利用できない見守りや家事援助など、町が認めるサービスに対しホームヘルパーを派遣してサービスを提供します。

#### 見守り及び家事援助ヘルパー派遣見込量

|            | R 6  | R 7  | R 8  |
|------------|------|------|------|
| 延実施件数（回／年） | 120回 | 120回 | 120回 |

#### b 介護用品の支給（紙おむつ支給）

在宅の要介護者で常時失禁状態にある方に、紙おむつ・尿取パットなどを一定の範囲内で支給します。

#### 介護用品支給見込量

|            | R 6  | R 7  | R 8  |
|------------|------|------|------|
| 延実施件数（人／年） | 720人 | 720人 | 720人 |

#### c 在宅へ移行のための支援

施設入所や医療機関入院中の方が、一時帰宅や外泊時の福祉用具の貸し出しやホームヘルパーの派遣を行います。

#### 在宅移行支援見込量

|            | R 6 | R 7 | R 8 |
|------------|-----|-----|-----|
| 延実施件数（人／年） | 1人  | 1人  | 1人  |

#### d お出かけ支援助成

在宅の要介護者が通院やその他で外出する場合、タクシー料金の一定の範囲内で助成を行います。

#### お出かけ支援事業見込量

|            | R 6  | R 7  | R 8  |
|------------|------|------|------|
| 延実施件数（人／年） | 140人 | 140人 | 140人 |

### (2) 高齢者の居住安定

高齢者の一人暮らし世帯、高齢夫婦世帯及び高齢者のみの世帯は、今後も増えるものと予想されます。今後も自宅での生活に不安を抱えた高齢者でも安心して住み慣れた西川町で暮らしていける環境づくりを進めていきます。

#### a 小規模多機能型居宅介護事業所

西川町には、安否確認を行う高齢者住宅が5戸整備されていましたが、平成28年には、軽度な要介護状態の方や認知症により生活面での支援が必要な方への「住まい」を含めた支援として、食事や生活支援等を含めたサービス付き高齢者向け住宅11室と24時間切れ目ない柔軟なサービス提供を可能とする小規模多機能型居宅介護事業所を整備しています。

#### b 住宅改修支援事業

担当ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書の作成を行います。また、理学療法士等が住宅改修について訪問相談を行い専門的なアドバイスを行います。

### (3) 生活環境の整備

身体等が不自由になっても、自力で行える活動の幅ができるだけ確保されるように、バリアフリーを推進するとともに、移動手段の確保等、高齢者に配慮した生活環境の整備に努めます。

#### ①移動手段の確保

高齢者の日常生活を支えるため、移動手段の確保を支援します。

#### a お出かけ支援助成(再掲)

在宅の要介護者が通院やその他で外出する場合、タクシー料金の一定の範囲内で助成を行います。

#### b 予約型乗合タクシー「のってあべ」の運行

電話などで乗車を予約して利用するデマンド型乗合タクシーの運行を実施しています。

## C ノッカーにしかわ「大井沢温泉バス」の運行

大井沢温泉を主目的地とする「大井沢温泉バス」を地域内で運行し、高齢者の外出や移動を支援します。

### (4) 安全対策の推進

最近、高齢者による交通事故が多発しており、詐欺被害等も拡大してきていることから、対策を強化していく必要があります。

地震による大きな被害が予想されていることから、災害対策の体制整備や今般のコロナウイルスによる社会不安も踏まえて、感染症対策の体制整備を図っていきます。

#### ①交通安全・防犯対策の推進

高齢者の交通事故防止に向け、交通安全教室等の安全意識の啓発・普及活動を実施します。

また、高齢者（特にひとり暮らし高齢者）を対象とした悪徳商法や侵入盗犯等を未然に防ぐため、関係機関と連携し情報提供して行きます。

#### ②災害対策の体制整備

災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び活用や、避難所の運営には、防災担当と福祉等の担当が連携する必要があり、町地域防災計画に沿って体制を整備していきます。

##### a 災害時要援護者避難支援事業

災害時要援護者避難支援プランに基づく要援護者名簿を整備し、在宅の高齢者・要介護認定者や障がい者などの要援護者の内、避難時に支援が必要な避難行動要支援者に対し適切な避難支援が行えるよう関係者と連携を強化します。

##### b 介護事業所等との連携

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施、防災啓発活動、介護事業所等におけるリスク管理、食料・飲料水・生活必需品・燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要です。介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に点検するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の情報共有に努めます。

#### ③感染症対策の体制整備

新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取組や、各発生段階において町が実施する対策などが新型インフルエンザ等対策行動計画において定められており、高齢者等への支援についても規定されています。

また、今後新たな感染症が発生する場合に備え、関係機関との連携を図っていきます。

**a 支援体制の検討**

介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制等の支援体制について検討します。

**b 関係機関との連携**

感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備に努めます。

**c 介護事業所等との連携**

日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行います。

また、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に点検するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう支援します。

## 第5章 介護保険対象サービスの量の見込み

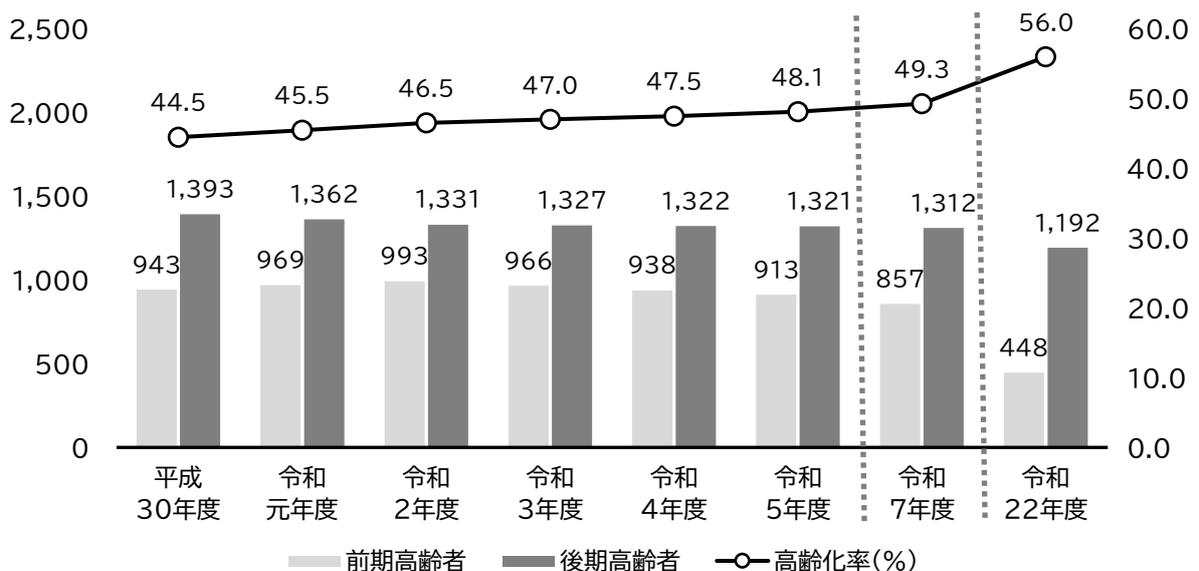
### 1. 人口及び被保険者数の推移

#### (1) 人口及び被保険者数の推計

総人口及び被保険者数は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来人口(平成30(2018)年推計)(補正值)をもとにした推計です。

総人口は減少傾向を続けるものと予測され、第1号被保険者に対する高齢者の割合である高齢化率は、年々増加し令和5年度には48.1%に、令和22年度には56.0%に達する見込みで、高齢者人口が生産年齢人口を上回ることが予想されます。

|                     | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>22年度 |
|---------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 総人口                 | 5,252      | 5,124     | 4,996     | 4,878     | 4,759     | 4,641     | 4,404     | 2,928      |
| 65～69歳              | 560        | 563       | 564       | 536       | 506       | 479       | 420       | 255        |
| 70～74歳              | 383        | 406       | 429       | 430       | 432       | 434       | 437       | 193        |
| 前期高齢者               | 943        | 969       | 993       | 966       | 938       | 913       | 857       | 448        |
| 75～79歳              | 365        | 340       | 314       | 337       | 360       | 382       | 427       | 285        |
| 80～84歳              | 452        | 437       | 421       | 397       | 372       | 351       | 302       | 324        |
| 85歳以上               | 576        | 585       | 596       | 593       | 590       | 588       | 583       | 583        |
| 後期高齢者               | 1,393      | 1,362     | 1,331     | 1,327     | 1,322     | 1,321     | 1,312     | 1,192      |
| 高齢者人口<br>(第1号被保険者数) | 2,336      | 2,331     | 2,324     | 2,293     | 2,260     | 2,234     | 2,169     | 1,640      |
| 高齢化率(%)             | 44.5       | 45.5      | 46.5      | 47.0      | 47.5      | 48.1      | 49.3      | 56.0       |



## (2) 要介護（要支援）認定者の推計

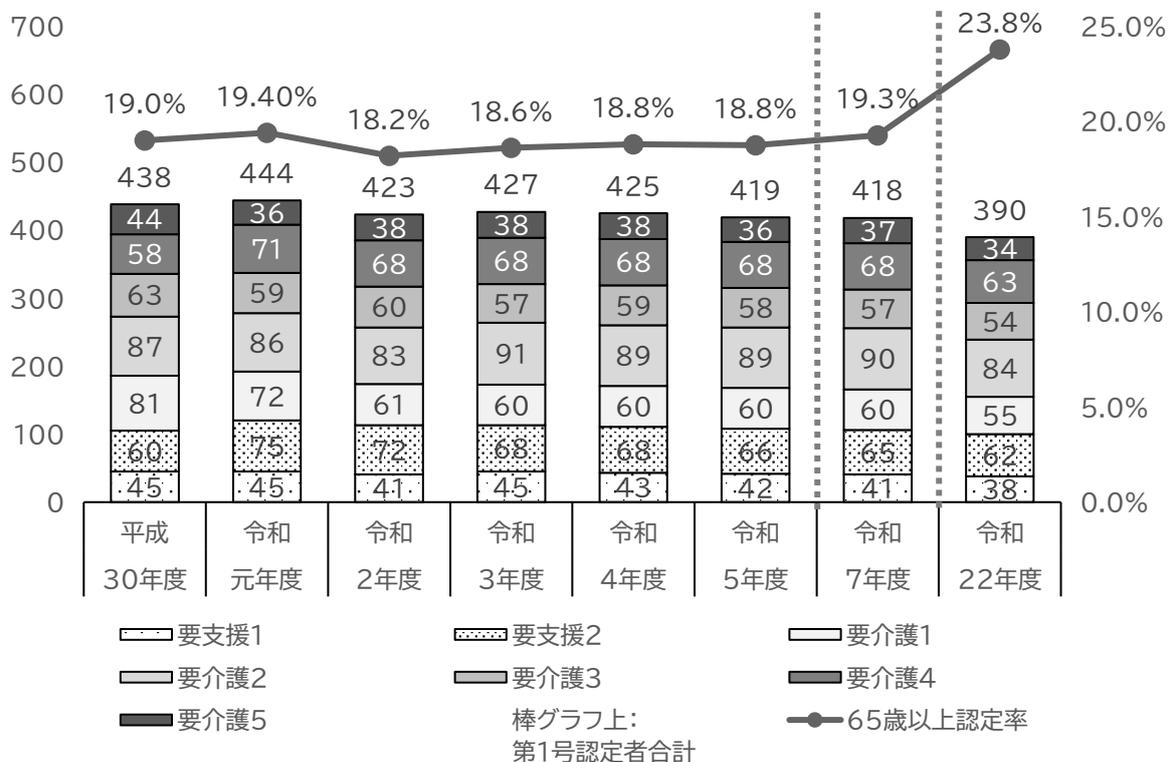
第9期計画については、令和3年度から令和5年度の認定率の伸び及び出現率（年齢階層に占める要介護・要支援認定率）により、令和6年度から8年度の認定者を推計しています。

第1号被保険者数は、令和8年度まで横ばいの見込みです。

認定者数及び65歳以上の認定率についても第9期期間中は横ばいで推移すると見込まれます。なお、高齢化がさらに進む令和22年度には被保険者数が減少し、逆に認定率は増加すると予想されます。

|          |        | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>22年度 |
|----------|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 第1号被保険者数 |        | 2,332      | 2,319     | 2,324     | 2,293     | 2,260     | 2,234     | 2,169     | 1,640      |
| 認定者数     | 要支援1   | 45         | 45        | 41        | 45        | 43        | 42        | 41        | 38         |
|          | 要支援2   | 60         | 75        | 72        | 68        | 68        | 66        | 65        | 62         |
|          | 要介護1   | 81         | 72        | 61        | 60        | 60        | 60        | 60        | 55         |
|          | 要介護2   | 87         | 86        | 83        | 91        | 89        | 89        | 90        | 84         |
|          | 要介護3   | 63         | 59        | 60        | 57        | 59        | 58        | 57        | 54         |
|          | 要介護4   | 58         | 71        | 68        | 68        | 68        | 68        | 68        | 63         |
|          | 要介護5   | 44         | 36        | 38        | 38        | 38        | 36        | 37        | 34         |
|          | 第1号認定者 | 438        | 444       | 423       | 427       | 425       | 419       | 418       | 390        |
|          | 第2号認定者 | 6          | 6         | 6         | 6         | 6         | 6         | 6         | 3          |
| 65歳以上認定率 |        | 19.0%      | 19.4%     | 18.2%     | 18.6%     | 18.8%     | 18.8%     | 19.3%     | 23.8%      |

(単位：人、%)



## 2. サービス利用者数・給付費見込みの推計

### (1) 施設・居住系サービス利用者数

施設・居住系サービス利用者の推計にあたっては、令和3年度から令和5年度の実績及び今後の町内並びに近隣市町村のサービス基盤整備計画等を考慮し推計しています。

特定施設入所者生活介護については、新たな施設は見込まず現状維持で推移するものと見込んでいます。

認知症対応型共同生活介護については、認知症高齢者が増えてくるものと見込まれますが、特別養護老人ホーム等の施設との調整を考え、同数程度を見込んでいます。

介護老人福祉施設については、町内に1施設(100床)ありますが、入所待機者は約20名となっています。今後、要介護認定者の増加に伴い若干増加するものと見込んでいますが、本計画期間において新たな施設整備を行わず、現状維持することとし推計しています。

介護老人保健施設については、町内に施設はありませんが、現状維持で推移するものと見込んでいます。

### (2) 居宅サービス利用者数

居宅サービス利用者数の推計にあたっては、要介護(要支援)認定者数の将来推移やこれまでの給付実績を踏まえて推計しています。

これまで利用実績は増加しておりましたが、今後は横ばいで推移するものと見込んでいます。

なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、平成28年度から地域支援事業に移行しています。

## ◆介護サービス見込み量

| 介護サービス見込量            | 第8期計画(実績値) |       |       | 第9期計画(見込値) |       |       |
|----------------------|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                      | 令和3年度      | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和8年度 |
| (1) 居宅サービス           |            |       |       |            |       |       |
| 訪問介護                 | 28         | 23    | 26    | 28         | 29    | 30    |
| 訪問入浴介護               | 4          | 2     | 2     | 2          | 2     | 2     |
| 訪問看護                 | 9          | 6     | 10    | 9          | 9     | 8     |
| 訪問リハビリテーション          | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 居宅療養管理指導             | 15         | 14    | 19    | 14         | 15    | 14    |
| 通所介護                 | 98         | 99    | 98    | 98         | 98    | 95    |
| 通所リハビリテーション          | 6          | 8     | 10    | 8          | 8     | 8     |
| 短期入所生活介護             | 33         | 32    | 36    | 32         | 33    | 34    |
| 短期入所療養介護(老健)         | 0          | 1     | 2     | 1          | 1     | 1     |
| 短期入所療養介護(病院等)        | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 短期入所療養介護(介護医療院)      | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 福祉用具貸与               | 111        | 118   | 116   | 108        | 109   | 105   |
| 特定福祉用具購入費            | 2          | 2     | 2     | 2          | 2     | 2     |
| 住宅改修費                | 1          | 1     | 1     | 1          | 1     | 1     |
| 特定施設入居者生活介護          | 2          | 1     | 2     | 3          | 3     | 3     |
| (2) 地域密着型サービス        |            |       |       |            |       |       |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 夜間対応型訪問介護            | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 地域密着型通所介護            | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 認知症対応型通所介護           | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 小規模多機能型居宅介護          | 23         | 22    | 23    | 24         | 23    | 23    |
| 認知症対応型共同生活介護         | 1          | 1     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| (3) 施設サービス           |            |       |       |            |       |       |
| 介護老人福祉施設             | 92         | 86    | 84    | 82         | 82    | 82    |
| 介護老人保健施設             | 21         | 22    | 23    | 22         | 22    | 22    |
| 介護医療院                | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 介護療養型医療施設            | 0          | 0     | 0     |            |       |       |
| (4) 居宅介護支援           | 144        | 143   | 132   | 128        | 128   | 123   |

※一月あたりの利用人数(人)

※令和3年度・令和4年度：実績、令和5年度：実績見込み、令和6年度以降：推計

◆介護予防サービス見込み量

| 介護予防サービス見込量         | 第8期計画(実績値) |       |       | 第9期計画(見込値) |       |       |
|---------------------|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
|                     | 令和3年度      | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度      | 令和7年度 | 令和8年度 |
| (1) 介護予防サービス        |            |       |       |            |       |       |
| 介護予防訪問入浴介護          | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 介護予防訪問看護            | 1          | 3     | 8     | 6          | 6     | 6     |
| 介護予防訪問リハビリテーション     | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 介護予防居宅療養管理指導        | 2          | 0     | 0     | 1          | 1     | 1     |
| 介護予防通所リハビリテーション     | 0          | 1     | 0     | 1          | 1     | 1     |
| 介護予防短期入所生活介護        | 3          | 2     | 1     | 1          | 1     | 1     |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)    | 1          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等)   | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 介護予防短期入所療養介護(介護医療院) | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 介護予防福祉用具貸与          | 54         | 52    | 46    | 50         | 49    | 47    |
| 特定介護予防福祉用具購入費       | 1          | 1     | 0     | 1          | 1     | 1     |
| 介護予防住宅改修            | 1          | 1     | 0     | 1          | 1     | 1     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護     | 1          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| (2) 地域密着型介護予防サービス   |            |       |       |            |       |       |
| 介護予防認知症対応型通所介護      | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護     | 4          | 4     | 4     | 4          | 4     | 4     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護    | 0          | 0     | 0     | 0          | 0     | 0     |
| (3) 介護予防支援          | 54         | 53    | 52    | 52         | 51    | 49    |

※一月あたりの利用人数(人)

※令和3年度・令和4年度：実績、令和5年度：実績見込み、令和6年度以降：推計

## 第6章 介護事業費及び介護保険料

### 1. 介護保険サービス給付費

各種推計等からサービス種別ごとに給付費を見込みました。

#### ◆介護サービスの給付費

(単位：千円)

| 介護サービス見込量<br>(単位：千円) | 第8期計画(実績値) |           |           | 第9期計画(見込値) |           |           |
|----------------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
|                      | 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
| (1) 居宅サービス           |            |           |           |            |           |           |
| 訪問介護                 | 22,477     | 22,163    | 43,467    | 31,646     | 33,348    | 34,991    |
| 訪問入浴介護               | 2,585      | 979       | 1,418     | 1,282      | 1,283     | 1,283     |
| 訪問看護                 | 5,034      | 4,024     | 11,981    | 6,330      | 6,338     | 5,027     |
| 訪問リハビリテーション          | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 居宅療養管理指導             | 1,993      | 1,800     | 2,464     | 0          | 0         | 0         |
| 通所介護                 | 99,240     | 97,562    | 106,713   | 104,435    | 105,282   | 102,868   |
| 通所リハビリテーション          | 4,558      | 4,484     | 5,396     | 4,410      | 4,415     | 4,415     |
| 短期入所生活介護             | 28,366     | 26,860    | 37,368    | 27,960     | 29,116    | 30,237    |
| 短期入所療養介護(老健)         | 234        | 1,071     | 2,665     | 1,023      | 1,024     | 1,024     |
| 短期入所療養介護(病院等)        | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 短期入所療養介護(介護医療院)      | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 福祉用具貸与               | 15,815     | 16,964    | 16,908    | 14,859     | 15,192    | 14,751    |
| 特定福祉用具購入費            | 663        | 623       | 634       | 736        | 736       | 736       |
| 住宅改修費                | 1,124      | 903       | 565       | 976        | 976       | 976       |
| 特定施設入居者生活介護          | 3,345      | 2,400     | 4,104     | 5,841      | 5,848     | 5,848     |
| (2) 地域密着型サービス        |            |           |           |            |           |           |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 夜間対応型訪問介護            | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 地域密着型通所介護            | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 認知症対応型通所介護           | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 小規模多機能型居宅介護          | 49,629     | 49,940    | 51,860    | 53,363     | 51,927    | 51,927    |
| 認知症対応型共同生活介護         | 3,136      | 2,950     | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0          | 151       | 0         | 0          | 0         | 0         |
| (3) 施設サービス           |            |           |           |            |           |           |
| 介護老人福祉施設             | 280,764    | 260,542   | 255,318   | 251,422    | 251,740   | 251,740   |
| 介護老人保健施設             | 60,588     | 68,530    | 73,892    | 66,259     | 66,343    | 66,343    |
| 介護医療院                | 0          | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 介護療養型医療施設            | 0          | 0         | 0         |            |           |           |
| (4) 居宅介護支援           | 30,847     | 30,362    | 28,063    | 27,186     | 27,266    | 26,209    |
| 合計                   | 610,397    | 592,308   | 642,816   | 599,702    | 602,886   | 600,276   |

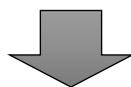
※令和3年度・令和4年度：実績、令和5年度：実績見込み、令和6年度以降：推計

## ◆介護予防サービスの給付費

(単位：千円)

| 介護予防サービス見込量<br>(単位：千円) | 第8期計画(実績値) |        |        | 第9期計画(見込値) |        |        |
|------------------------|------------|--------|--------|------------|--------|--------|
|                        | 令和3年度      | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度      | 令和7年度  | 令和8年度  |
| (1) 介護予防サービス           |            |        |        |            |        |        |
| 介護予防訪問入浴介護             | 0          | 0      | 0      | 0          | 0      | 0      |
| 介護予防訪問看護               | 322        | 1,231  | 3,046  | 2,043      | 2,046  | 2,046  |
| 介護予防訪問リハビリテーション        | 0          | 0      | 0      | 0          | 0      | 0      |
| 介護予防居宅療養管理指導           | 144        | 7      | 0      | 41         | 41     | 41     |
| 介護予防通所リハビリテーション        | 40         | 526    | 0      | 467        | 467    | 467    |
| 介護予防短期入所生活介護           | 887        | 643    | 627    | 524        | 525    | 525    |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)       | 851        | 215    | 0      | 0          | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等)      | 0          | 0      | 0      | 0          | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)    | 0          | 0      | 0      | 0          | 0      | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与             | 5,601      | 5,812  | 5,774  | 5,702      | 5,593  | 5,364  |
| 特定介護予防福祉用具購入費          | 162        | 233    | 0      | 0          | 0      | 0      |
| 介護予防住宅改修               | 474        | 666    | 0      | 532        | 532    | 532    |
| 介護予防特定施設入居者生活介護        | 453        | 0      | 0      | 0          | 0      | 0      |
| (2) 地域密着型介護予防サービス      |            |        |        |            |        |        |
| 介護予防認知症対応型通所介護         | 0          | 0      | 0      | 0          | 0      | 0      |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護        | 3,772      | 2,522  | 2,736  | 2,775      | 2,778  | 2,778  |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護       | 0          | 0      | 0      | 0          | 0      | 0      |
| (3) 介護予防支援             |            |        |        |            |        |        |
|                        | 2,938      | 2,925  | 2,918  | 2,965      | 2,910  | 2,796  |
| 合計                     | 15,645     | 14,778 | 15,101 | 15,049     | 14,892 | 14,549 |

※令和3年度・令和4年度：実績、令和5年度：実績見込み、令和6年度以降：推計



介護給付費と予防給付費を合わせた総給付費は、第9期計画期間中(令和6年～8年度)においては6.5%の減少を見込み、令和8年度では約6.15億円と見込んでいます。

## ◆介護・介護予防サービスの総給付費

(単位：千円)

| 介護予防サービス見込量<br>(単位：千円) | 第8期計画(実績値) |         |         | 第9期計画(見込値) |         |         |
|------------------------|------------|---------|---------|------------|---------|---------|
|                        | 令和3年度      | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度      | 令和7年度   | 令和8年度   |
| 介護給付費                  | 610,397    | 592,308 | 642,816 | 599,702    | 602,886 | 600,276 |
| 予防給付費                  | 15,645     | 14,778  | 15,101  | 15,049     | 14,892  | 14,549  |
| 総給付費合計                 | 626,042    | 607,087 | 657,917 | 614,751    | 617,778 | 614,825 |

※令和3年度・令和4年度：実績、令和5年度：実績見込み、令和6年度以降：推計

## ◆地域支援事業費の見込額

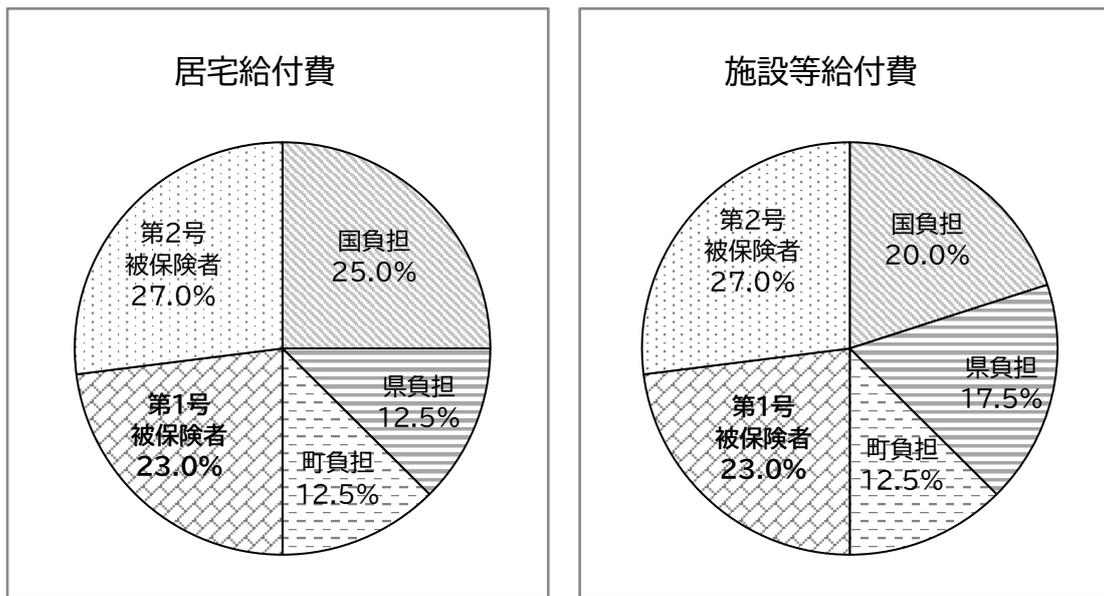
(単位：円)

| 区分              | 事業                   | 令和6年度      | 令和7年度      | 令和8年度      |
|-----------------|----------------------|------------|------------|------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 訪問型サービス              | 3,000,000  | 3,000,000  | 3,000,000  |
|                 | 訪問介護相当サービス           | 3,000,000  | 3,000,000  | 3,000,000  |
|                 | 通所型サービス              | 13,842,679 | 13,842,679 | 13,842,679 |
|                 | 通所介護相当サービス           | 11,000,000 | 11,000,000 | 11,000,000 |
|                 | 通所型サービスA(パワーリハビリ教室他) | 1,200,000  | 1,200,000  | 1,200,000  |
|                 | 通所介護サービスB(住民主体)      | 720,000    | 720,000    | 720,000    |
|                 | 通所介護サービスC(元気アップ教室)   | 922,679    | 922,679    | 922,679    |
|                 | 一般介護予防事業             | 2,992,810  | 2,992,810  | 2,992,810  |
|                 | 介護予防普及啓発事業           | 77,343     | 77,343     | 77,343     |
|                 | 地域介護予防活動支援事業         | 578,000    | 578,000    | 578,000    |
|                 | 一般介護予防事業評価事業         | 2,296,000  | 2,296,000  | 2,296,000  |
|                 | 上記以外の介護予防・日常生活総合事業   | 41,467     | 41,467     | 41,467     |
|                 | 介護予防・日常生活支援総合事業      |            | 19,835,489 | 19,835,489 |
| 包括的支援事業         | 包括的支援事業              | 9,179,148  | 9,179,148  | 9,179,148  |
|                 | 地域包括支援センターの運営        | 7,649,995  | 7,649,995  | 7,649,995  |
|                 | 社会保障充実分              | 1,529,153  | 1,529,153  | 1,529,153  |
|                 | 任意事業                 | 2,191,453  | 2,191,453  | 2,191,453  |
| 包括的支援事業費及び任意事業費 |                      | 11,370,601 | 11,370,601 | 11,370,601 |
| 地域支援事業費の合計      |                      | 31,206,090 | 31,206,090 | 31,206,090 |

## 2. 保険給付費の財源について

介護給付費に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費負担（国25%（施設等給付費20.0%）・県12.5%（施設等給付費17.5%）・町12.5%）で、残り50%が第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が保険料で負担しています。

全国の被保険者が公平に費用を負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は事業運営期間ごとに全国ベースの人口比率で定められます。第9期計画では第1号被保険者が23%で、第2号被保険者の負担割合が27%になります。



### 3. 第1号被保険者の保険料推計について

第9期計画期間の介護保険料額の算出にあたっては、令6年度から8年度の3年間の給付見込額を基に算出されます。

介護給付費の増に伴う保険料の大幅な上昇を抑制するため、介護給付費準備基金の残額から47,000千円を取崩します。

所得段階別保険料は、第9期計画期間は13段階に設定しています。

介護保険料を推計した結果、第9期事業期間中の基準額(第5段階)は、5,000円とします。

#### ◆介護保険料月額(計算)

$$\begin{aligned}
 \text{保険料額(月額)} = & \text{(第1号被保険者負担相当分 (D))} \\
 & + \text{町特別給付費 (E)} \\
 & + \text{財政安定化基金拠出金 (H)} \\
 & + \text{調整交付金相当額 (F)} \\
 & - \text{調整交付金見込額 (G)} \\
 & - \text{準備基金取崩額 (I)} \\
 & \div \text{予定保険料収納率 (K)} \\
 & \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数 (L)} \\
 & \div 12 \text{ヶ月}
 \end{aligned}$$

#### ◆介護保険料基準額及び保険料所得段階

|           | 第1期    | 第2期    | 第3期    | 第4期    | 第5期    | 第6期    | 第7期    | 第8期    | 第9期    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月額<br>(円) | 2,460  | 3,340  | 3,640  | 3,640  | 3,900  | 4,800  | 5,000  | 5,000  | 5,000  |
| 年額<br>(円) | 29,520 | 40,080 | 43,680 | 43,680 | 46,800 | 57,600 | 60,000 | 60,000 | 60,000 |
| 段階        | 5段階    | 6段階    | 7段階    | 9段階    | 10段階   | 9段階    | 9段階    | 9段階    | 13段階   |
| 前期比       | —      | 135.8% | 109.0% | 100.0% | 107.1% | 123.1% | 104.2% | 100.0% | 100.0% |

#### ◆所得段階別被保険者数

(単位：人)

| 区分    | 第8期事業計画期間 |       |       | 第9期事業計画期間 |       |       |
|-------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
|       | 令和3       | 令和4   | 令和5   | 令和6       | 令和7   | 令和8   |
| 第1段階  | 225       | 222   | 220   | 189       | 186   | 182   |
| 第2段階  | 212       | 209   | 207   | 225       | 221   | 217   |
| 第3段階  | 208       | 206   | 204   | 234       | 230   | 225   |
| 第4段階  | 302       | 298   | 295   | 210       | 207   | 203   |
| 第5段階  | 556       | 549   | 543   | 539       | 530   | 520   |
| 第6段階  | 347       | 343   | 339   | 364       | 358   | 352   |
| 第7段階  | 215       | 213   | 210   | 264       | 259   | 255   |
| 第8段階  | 88        | 87    | 86    | 93        | 91    | 90    |
| 第9段階  | 57        | 56    | 55    | 28        | 28    | 27    |
| 第10段階 |           |       |       | 15        | 14    | 14    |
| 第11段階 |           |       |       | 5         | 5     | 5     |
| 第12段階 |           |       |       | 2         | 2     | 2     |
| 第13段階 |           |       |       | 9         | 9     | 8     |
| 合計    | 2,210     | 2,183 | 2,159 | 2,177     | 2,140 | 2,100 |

## ◆保険料収納必要額関係

(単位:表中に単位のないものは千円)

| 区 分                          | 第8期事業計画期間 |           |           | 第9期事業計画期間 |           |           | 第11期       |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
|                              | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>12年度 |
| 標準給付見込額 A                    | 687,493   | 684,602   | 682,112   | 660,108   | 662,713   | 658,685   | 652,270    |
| 総給付見込額                       | 642,266   | 642,685   | 640,779   | 614,751   | 617,778   | 614,825   | 608,714    |
| 負担見直し調整後総給付額                 | 642,266   | 642,685   | 640,779   | 614,751   | 617,778   | 614,825   | 608,714    |
| 特定入所者介護サービス費等給付費             | 32,187    | 28,965    | 28,562    | 28,988    | 28,719    | 28,031    | 27,832     |
| 高額介護サービス費等給付費                | 10,787    | 10,709    | 10,560    | 13,983    | 13,856    | 13,524    | 13,401     |
| 高額医療合算介護サービス費給付額             | 1,599     | 1,592     | 1,569     | 1,804     | 1,785     | 1,742     | 1,756      |
| 審査支払手数料                      | 654       | 651       | 642       | 580       | 574       | 561       | 565        |
| 地域支援事業費 B                    | 36,933    | 40,233    | 36,933    | 31,206    | 31,206    | 31,206    | 26,448     |
| 第1号被保険者負担割合 C                | 23%       |           |           | 23%       |           |           | 23%        |
| 第1号被保険者負担相当額D<br>(=(A+B)×C)  | 166,618   | 166,712   | 165,380   | 159,002   | 159,601   | 158,674   | 162,892    |
| 町特別給付費 E                     | 5,100     | 5,076     | 5,006     | 5,005     | 5,005     | 5,005     | 5,005      |
| 財政安定化基金拠出金 F                 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 調整交付金相当額 G                   | 35,679    | 35,700    | 35,410    | 33,997    | 34,127    | 33,926    | 33,420     |
| 調整交付金見込額 H                   | 70,288    | 68,329    | 65,863    | 59,631    | 55,833    | 50,414    | 44,383     |
| 準備基金取崩額 I                    | 27,000    |           |           | 47,000    |           |           | 0          |
| 保険料収納必要額 J<br>(=D+E+F+G-H-I) | 389,201   |           |           | 381,468   |           |           | 156,936    |
| 予定保険料収納率 K                   | 99.7%     |           |           | 99.5%     |           |           | 99.5%      |
| 所得段階別加入割合補正後<br>被保険者数 L      | 2,180人    | 2,154人    | 2,129人    | 2,162人    | 2,125人    | 2,085人    | 1,930人     |
| 保険料年額 M(=J÷K÷L)              | 60,401円   |           |           | 60,168円   |           |           | 81,660円    |
| 保険料月額 N(=M÷12)               | 5,034円    |           |           | 5,014円    |           |           | 6,809円     |
| 調整後保険料月額                     | 5,000円    |           |           | 5,000円    |           |           |            |

※端数処理の関係で一部数値を調整しています。

◆第9期介護保険料

第9期の保険料基準月額（第5段階）は、5,000円とします。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 第9期の基準額（月額）     | 5,000円 |
| （参考）第8期の基準額（月額） | 5,000円 |

◆第9期介護保険料段階区分

| 区分            | 対象者   | 負担割合（%）                               | 月額（円）            |                  |
|---------------|---|---------------------------------------|------------------|------------------|
| 第1段階          | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税又は世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 | 0.455<br>(0.285)                      | 2,275<br>(1,425) |                  |
| 第2段階          | 本人及び世帯全員が町民税非課税   | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下 | 0.685<br>(0.485) | 3,425<br>(2,425) |
| 第3段階          |   | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える      | 0.690<br>(0.685) | 3,450<br>(3,425) |
| 第4段階          | 本人が町民税非課税、かつ同一世帯に町民税課税者がいる  | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下         | 0.9              | 4,500            |
| 第5段階<br>(基準額) |   | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える       | 1.0              | 5,000            |
| 第6段階          | 本人が町民税課税  | 合計所得金額が120万円未満                        | 1.2              | 6,000            |
| 第7段階          |   | 合計所得金額が120万円以上210万円未満                 | 1.3              | 6,500            |
| 第8段階          |   | 合計所得金額が210万円以上320万円未満                 | 1.5              | 7,500            |
| 第9段階          |   | 合計所得金額が320万円以上420万円未満                 | 1.7              | 8,500            |
| 第10段階         |   | 合計所得金額が420万円以上520万円未満                 | 1.9              | 9,500            |
| 第11段階         |   | 合計所得金額が520万円以上620万円未満                 | 2.1              | 10,500           |
| 第12段階         |   | 合計所得金額が620万円以上720万円未満                 | 2.3              | 11,500           |
| 第13段階         | 合計所得金額が720万円以上  | 2.4                                   | 12,000           |                  |

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料率、月額保険料

**西川町高齢者福祉計画  
第9期介護保険事業計画**

発行年月：令和6年3月  
編集：西川町健康福祉課  
住所：〒990-0702  
山形県西村山郡西川町大字海味 543 番地 8  
電話：0237-74-3243  
FAX：0237-74-4811  
E-mail：zaitaku@town.nishikawa.yamagata.jp



